

令和6年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招 集 年 月 日 令和6年6月11日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和6年6月11日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平 田 康 範 君	2	川 副 剛 君	3	横 田 博 茂 君
4	永 田 勝 美 君	5	長 谷 川 忠 君	6	阿 部 豊 君
7	永 安 文 男 君	8	橋 本 義 雄 君	9	須 藤 敏 規 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事	大 平 弘 明 君	事 業 理 事 兼 農 林 水 産 課 長	今 道 晋 次 君	総 務 課 長	落 合 健 治 君
税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君	住 民 福 祉 課 長	松 本 典 子 君	保 険 環 境 課 長	宮 原 良 之 君
多 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	松 尾 直 美 君	企 画 商 工 課 長	中 道 隆 介 君	庁 舎 建 設 室 長	山 本 勝 憲 君
建 設 課 長	山 村 輝 明 君	水 道 課 長	安 達 伸 男 君	会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君
教 育 次 長	井 手 守 道 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	作 永 善 則 君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議 会 事 務 局 書 記	山 下 慶 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 令和6年度 町村議会 議長・副議長研修会
- (2) 令和6年度 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会 合同総会
- (3) 令和6年度 第59回 西九州自動車道建設促進期成会 定期総会
- (4) 令和6年度 東彼杵道路建設促進期成会 定期総会

2 議員派遣結果

- (1) 長崎県知事、長崎県議会議長への要望活動
- (2) 長崎県町村議会議長会主催 県下町村議会議員研修会

日程第4 行政報告

- (1) 報告第1号 令和5年度 佐々町継続費繰越計算書（一般会計）
- (2) 報告第2号 令和5年度 佐々町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
- (3) 報告第3号 令和5年度 佐々町水道事業会計予算繰越計算書
- (4) 報告第4号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計継続費繰越計算書
- (5) 報告第5号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書
- (6) 長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
- ① 条例等について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
- ① 条例等について
- ② 農業体験施設の対応について

3 議会運営委員会

- (1) 所管事務調査
- ① 議会の運営に関する事項について

日程第6 一般質問

- (1) 1番 平田 康範 議員（一問一答）
- (2) 4番 永田 勝美 議員（一問一答）
- (3) 3番 横田 博茂 議員（一問一答）
- (4) 2番 川副 剛 議員（一問一答）

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から、令和6年6月第2回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和6年6月の第2回佐々町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

6月1日と2日、佐々皿山公園の駐車場において、恒例の花菖蒲・うなぎまつりを開催いたしましたところ、コンサートや各文化団体の演舞、出展などたくさんのイベントが開催されました。特に、子どもによるうなぎのつかみ取りは大変好評で、歓声が上がり、良い思い出になったのではないかと考えております。

また、花菖蒲につきましては、満開の時期を迎えておりまして、天候にも恵まれたたくさんの御来場をいただきまして、鮮やかな紫や薄紫、白い花がとても綺麗で、子どもさんから幅広い世代の方に楽しい2日間を過ごしていただいたのではないかと考えているところでございます。

さて、今回提案いたします議案が10議案をお願いしております。議員の皆様方には御理解をいただきまして、全議案につきまして御認定をいただきますようお願いを申し上げ、開会にあたりましての挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、4番、永田勝美君、5番、長谷川忠君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

6月本定例会の会期については、先にお配りいたしました日程表のとおり、6月11日本日から6月12日までの2日間にしたいと思います。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

6月11日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。

1番目に、議長出席会議報告4件、2番目に、議員派遣結果2件の報告を私から行います。次に、行政報告ですが、6件の報告を町長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。

1 番目に総務厚生委員会所管事務調査、2 番目に産業建設文教委員会所管事務調査、3 番目に議会運営委員会所管事務調査の報告をそれぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。

別紙、質問通告一覧表のとおり、5 名の方のうち1 番目から4 番目の4 名の方の質問です。

1 日目は、一般質問終了後、散会となります。

6 月12日、本会議の2 日目です。11日に引き続き一般質問です。別紙、質問通告一覧表のとおり、5 番目の1 名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第37号から議案第46号までの10議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

次に、選挙第1号と選挙第2号の2件です。

次に、発議第1号の1件です。

その後、閉会中の委員会継続調査、閉会を予定しています。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

本会議は6 月11日、12日です。

お諮りします。本定例会の会期は、6 月11日本日から6 月12日の2 日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、6 月11日本日から6 月12日の2 日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の4 件を私のほうから行います。

諸般の報告資料の1 です。議長出席会議報告、1 番目は資料1 ページです。

令和6 年度町村議会議長・副議長研修会です。令和6 年5 月21日に東京国際フォーラムで開催されました。

1 番目として「町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機」と題しまして、講師は大正大学教授、江藤俊昭先生、2 番目として「ハラスメント 自治体議員が注意すべきポイント」と題しまして、講師は、弁護士で元流山市政策法務室長の帖佐直美先生、3 番目として「将来の地方議会を担うのは誰か」と題しまして、講師は慶應義塾大学教授、谷口尚子先生、以上、3つのテーマについて研修がありました。

2 番目の会議報告は、資料3 ページから13ページです。

令和6 年度長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会合同総会が、令和6 年5 月27日、ホテルニュー長崎で開催されました。

まず、長崎新幹線・鉄道利用促進協議会の議事として、令和5 年度の事業報告、収支決算、監査報告が提案され、承認可決をいたしております。

次に、令和6 年度事業計画（案）、収支予算（案）、決議（案）について提案され、原案可決されました。

続いて、長崎県空港活性化推進協議会の議事として、令和5年度の事業報告、収支決算、監査報告が提案され、承認可決されました。

次に、令和6年度の事業計画（案）、収支予算（案）について提案され、原案可決されております。

続いて、長崎上海航路利用促進協議会の議事として、令和5年度の収支決算、監査報告が提案され、承認可決。

次に、令和6年度の収支予算（案）について提案され、原案可決されました。

3番目の会議報告は、資料15ページから19ページです。

令和6年度第59回西九州自動車道建設促進期成会定期総会が、令和6年5月30日に伊万里市の伊万里迎賓館において開催されました。議事として、令和5年度事業報告、決算報告が提案され、承認可決されております。

次に、令和6年度事業計画（案）、収支予算（案）が提案され、原案可決されております。

そのほか、西九州自動車道の事業概要（進捗状況）説明及び意見交換会が行われました。

4番目の会議報告、資料21ページから27ページです。

令和6年度東彼杵道路建設促進期成会定期総会が、令和6年6月4日に佐世保市まちなかコミュニティセンターで開催されました。

議事として、令和5年度の事業報告、収支決算報告及び監査報告が提案され、承認可決されております。

次に、令和6年度の事業計画（案）、収支予算（案）が提案され、原案可決されております。

そのほか、総会決議として7項目の決議が採択されております。

次に、議員派遣結果を報告します。

諸般の報告資料2です。

1番目は、長崎県知事、長崎県議会議長への要望活動です。こちらにつきましては、令和5年12月の定例会で発議第8号において、12月21日に議員を派遣するという事で議決をしておりましたが、大雪のため延期いたしました。再度日程を調整し、令和6年2月29日に長崎県庁にて行われ、佐々町の要望書を提出するため、町長、副町長、理事、関係課長とともに、正副議長及び総務厚生、産業建設文教の両委員長と出席をいたし、意見交換を行いました。地元県議も同席していただき、要望に関する連携や関係予算の確保について、県及び県議会ともに努力していきたいとの回答をいただきました。

2番目の報告は、長崎県町村議会議長会主催県下町村議会議員研修会です。令和6年4月22日に長崎県市町村会館において開催され、8名の議員が出席をいたしております。前逗子市長の平井竜一先生による一般質問に関する講演と、一般社団法人代表理事の小田理恵子先生によるハラスメントの実態と防止策について講演がありました。

今、報告いたしました議長出席会議報告4件並びに議員派遣結果2件の関係資料は、議員控室に置いておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、行政報告に入ります。

案件を区切って報告を受け、質疑をしたいと思っております。

まず、報告第1号と第2号の報告が終わったあと、質疑を行い、次に、報告第3号の報告が終わったあと、質疑を行います。次に、報告第4号と第5号の報告が終わったあと、質疑を行います。最後に、報告第6号の報告が終わったあと、質疑を行います。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第1号、地方自治法施行令第145条第1項の規定による、継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和6年6月11日提出、佐々町長。

記。令和5年度佐々町一般会計予算継続費繰越計算書。

中身につきましては、税財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

報告第2号、地方自治法施行令第146条第2項の規定による、繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和6年6月11日提出、佐々町長。

記。令和5年度佐々町一般会計予算繰越明許費繰越計算書。

中身については、税財政課長をもって説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、報告第1号の次のページをお願いいたします。

令和5年度佐々町継続費繰越計算書。一般会計です。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業、継続費の総額27億100万円。令和5年度継続費予算現額、予算計上額が12億7,700万円、前年度通次繰越額が4億8,597万5,200円、計17億6,297万5,200円。支出済額及び支出見込額は3億8,960万円、残額が13億7,337万5,200円、翌年度通次繰越額は同額となっております。

財源の内訳として、繰越金3億2,267万5,200円、これについては、庁舎整備基金繰入金でございます。特定財源として、地方債10億5,070万円、公共施設等適正管理推進事業債でございます。

続いて、4款衛生費2項清掃費、事業名、佐々クリーンセンター基幹的設備改良事業、継続費の総額32億7,000万円。令和5年度継続費予算現額、予算計上額は16億8,901万円、前年度通次繰越額166万円、計16億9,067万円です。支出済額及び支出見込額15億9,715万6,000円、残額が9,351万4,000円、翌年度通次繰越額は同額となっております。

財源内訳として、繰越金3,371万4,000円。その内訳としましては、国庫支出金が2,271万2,000円です。それと、公共施設整備基金繰入金が1,093万3,000円、一般財源が6万9,000円、合わせての3,371万4,000円となっております。地方債は5,980万円、一般廃棄物処理事業債でございます。

合計、継続費の総額59億7,100万円。令和5年度継続費予算現額、予算計上額が29億6,601万円、前年度通次繰越額が4億8,763万5,200円、計34億5,364万5,200円。支出済額及び支出見込額は19億8,675万6,000円、残額14億6,688万9,200円、翌年度通次繰越額は同額です。財源内訳として、繰越金が3億5,638万9,200円。地方債が11億1,050万円です。

令和6年6月11日提出、令和6年5月31日調製、佐々町長。

続いて、報告第2号の次のページをお願いいたします。

令和5年度佐々町繰越明許費繰越計算書。一般会計です。

2款総務費1項総務管理費、事業名、マイナンバーカードローマ字表記等に係る住民記録システム改修事業。金額594万円、翌年度繰越額は594万円です。未収入特定財源として、国庫支出金594万円となっております。これにつきましては、令和7年3月の完了見込みとなっております。

続いて、2款総務費1項総務管理費、事業名、定額減税に係る個人住民税システム改修事業。繰越明許費の金額は184万8,000円ですけれども、翌年度繰越額は128万400円となっております。未収入特定財源として、国庫支出金の128万400円です。これについては、5月27日に完了をしております。

続いて、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍への振り仮名記載に係る戸籍システム改修事業。金額870万1,000円、翌年度繰越額870万1,000円。未収入特定財源として、国庫支出金の870万1,000円です。これについては、令和7年3月の完了見込みとなっております。

続いて、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍附票への振り仮名記載に係る戸籍附票システム改修事業。金額660万円、翌年度繰越額660万円。未収入特定財源として、国庫支出金の660万円です。これについても、令和7年3月の完了見込みとなっております。

続いて、3款民生費1項社会福祉費、事業名、住民税均等割のみ課税世帯への給付金事業。これについては、1世帯に10万円を給付する事業でございます。金額3,343万1,000円、翌年度繰越額は3,339万8,130円。未収入特定財源として、国庫支出金の3,339万8,130円となっております。これについては、申請期限が6月28日となっております。

続いて、3款民生費1項社会福祉費、事業名、住民税非課税・均等割のみ課税世帯へのこども加算給付金事業。これについては、非課税世帯・均等割のみ課税世帯の18歳以下の子どもがいる世帯に、1人当たり5万円を給付する事業でございます。金額が1,637万4,000円、翌年度繰越額1,634万6,167円。未収入特定財源として、国庫支出金の1,634万6,167円となっております。これについても同様に、申請期限が6月28日までとなっております。

続いて、6款農林水産業費1項農業費、事業名、自然災害防止県営事業負担金（緊急地すべり等保全）、これについては、栗林第2地区の地すべり保全の県営事業の分でございます。金額が610万円、翌年度繰越額610万円。未収入特定財源として、地方債の600万円、一般財源が10万円となっております。これについては、県の事業でありますけれども、令和7年3月の完成予定ということで確認しております。

それから続いて、7款商工費1項商工費、事業名、貨物運送事業者燃油価格高騰対策支援事業。これについては、物価高騰の地方創生臨時交付金の事業でございます。金額390万円、翌年度繰越額224万円。未収入特定財源として、国庫支出金の137万7,000円です。一般財源が86万3,000円、これについては、申請期限が6月28日までとなっております。

続いて、7款商工費1項商工費、事業名、子育て応援商品券事業。これも同様に、物価高騰の地方創生臨時交付金の事業でございます。金額が3,386万1,000円、翌年度繰越額3,386万1,000円。未収入特定財源として、国庫支出金が2,637万円、一般財源が749万1,000円となっております。これについては、令和7年3月の完了見込みとなっております。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、道路橋定期点検事業。これは国の補正予算に伴う前倒しの事業でございまして、19橋の点検の事業でございます。金額が785万円、翌年度繰越額785万円。未収入特定財源として、国庫支出金376万7,000円、一般財源が408万3,000円。これについては、令和7年2月の完了見込みとなっております。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化対策事業。これについても国の補正予算に伴う前倒しの事業の分でございまして、修繕計画の更新、それから2橋の補修の設計、それから2橋の補修工事の分でございます。金額が2,565万円、翌年度繰越額2,565万円。未収入特定財源の国庫支出金として1,042万2,000円、地方債が820万円、一般財源が702万8,000円。これについては、令和7年2月の完成見込みとなっております。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、通学路緊急対策事業。これについても国の補正予算に伴う前倒しの事業でございまして、赤崎線と神田線の通学路の事業でございます。金額が1,250万円、翌年度繰越額1,250万円。未収入特定財源の国庫支出金として385万円、地方債が310万円、一般財源が555万円となっております。これについては、令和6年11月の完成見込

みとなっております。

それから続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、緊急防災・減災県営事業負担金（佐々川大橋連絡歩道橋整備事業）（県道佐々鹿町江迎線）の分でございます。金額が84万9,000円、翌年度繰越額84万9,000円。未収入特定財源の地方債として80万円、一般財源が4万9,000円となっております。これは県の事業でございますけれども、これについては、7月完成予定ということで県のほうに確認をとっております。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、5年災農地災害復旧事業。これについては、9月豪雨による被災の分で2か所分でございます。金額が543万4,000円、翌年度繰越額543万4,000円。未収入特定財源として、県支出金が281万7,112円、地方債が33万1,000円、その他ということで38万2,500円。これは、地元の地元負担金の分でございます。一般財源が190万3,388円。これについては、5月30日に完成をしております。

それから最後に、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、5年災農業用施設災害復旧事業。これについても同様に、9月豪雨による被災で2か所分でございます。金額が591万2,000円、翌年度繰越額591万2,000円。既収入特定財源として1万5,015円ありますけれども、これは災害復旧事業費の補助金の分でございます。未収入特定財源として、県支出金が304万8,660円、地方債が26万9,000円、一般財源が257万9,325円となっております。これについては、5月23日に完成しております。

合計、金額が1億7,495万円、翌年度繰越額が1億7,266万1,697円。既収入特定財源として1万5,015円、未収入特定財源として、国県支出金で1億2,391万7,469円、地方債が1,870万円、その他38万2,500円、一般財源として2,964万6,713円となっております。

令和6年6月11日提出、令和6年5月31日調製、佐々町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ただ今2件の報告がありました。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

次に、報告第3号をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第3号、地方公営企業法第26条第3項の規定による、繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和6年6月11日提出、佐々町長。

記。令和5年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書。

中身については、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

めくっていただきまして、次のページを御覧ください。

令和5年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名、2 号ろ過池 G L F コントロールユニット更新工事。予算計上額1,771万円、支払義務発生額ゼロ、翌年度繰越額1,771万円。左の財源内訳、企業債1,320万円、損益勘定留保資金451万円。不用額ゼロでございます。

説明欄を御覧ください。繰越の理由ですけれども、新型コロナウイルス禍で停滞した世界経済の立ち直りに伴う世界的な需要の急拡大に伴い、半導体等を中心とした需要ひっ迫が継続しており、部品が長納期化したことにより、年度内に事業を完了することが困難となったためということで繰越をさせていただいたものになっております。

繰越後の工期ですけれども、令和6年7月30日まで152日間の延長をさせていただいております。これにつきましては、来週6月17日の週に搬入、設置、設定を行って完了する予定というところまで進んでいるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ただ今1件の報告がありました。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

次に、報告第4号と第5号をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第4号、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による、継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和6年6月11日提出、佐々町長。

記。令和5年度佐々町公共下水道事業会計継続費繰越計算書。

水道課長をもって説明させますので、よろしくお願いいたします。

報告第5号、地方公営企業法第26条第3項の規定による、繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和6年6月11日提出、佐々町長。

記。令和5年度佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書。

いずれも水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、報告第4号のほうを1枚めくって御覧ください。

令和5年度佐々町公共下水道事業会計継続費繰越計算書。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名、し尿等前処理施設建設事業。継続費の総額8億1,450万円。5年度継続費予算現額、予算計上額2億5,800万円、前年度通次繰越額2億3,000万円、計4億8,800万円。支払義務発生（見込）額2億502万9,800円。残額2億8,297万200円。翌年度通次繰越額2億8,297万200円。翌年度通次繰越額に係る財源内訳、企業債1億2,960万円、国庫補助金1億3,895万円、損益勘定留保資金等1,442万200円。

こちらにつきましては、令和6年10月31日までの工期で今進めているところでございます。

出来高ベースの進捗率でございますけれども、3月末現在で37.2%、5月末現在で54%で進捗率が若干低いように見えますけれども、これは機器、電気関係の設備が主でございます、これらがまだ搬入、据付けがされていないため、こういう進捗率になっております。これから、その機器設備関係が搬入されて据付けがされていきますので、7月末の予定としましては83.7%、8月末には93.9%まで上がり、10月末の完成に向けて進めていくということにしているものでございます。以上でございます。

それから続きまして、報告第5号のほうをご覧ください。1枚めくって中身を御覧ください。令和5年度佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、浄化管理センター耐震工事設計業務委託料。予算計上額1,200万円、支払義務発生額400万円、翌年度繰越額800万円。財源内訳ですけれども、国庫補助金400万円、企業債360万円、損益勘定留保資金40万円、不用額ゼロ。

繰越しの理由ですけれども、説明欄を御覧ください。入札不調により耐震実施設計業務が遅れた事と、現地詳細調査の結果、アスベスト調査を追加することになった事で、調査設計に不測の期間を要し年度内に完成できなかったためということで繰越しをさせていただいたものです。

工期につきましては、令和6年5月31日まで61日間の延長をさせていただいております。これにつきましては、5月20日に完了しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ただ今2件の報告がありました。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

次に、報告第6号をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

本報告事項の6つ目でございます。長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動についてでございます。

2月29日に本町が抱える課題等につきまして、県知事及び県議会議長に対しまして、町長、議長の名による要望書を提出させていただきました。町議会からは、淡田議長、平田副議長、永田総務厚生委員長、長谷川産業建設文教委員長に御出席をいただき、12項目の内容による要望書を提出させていただきました。

このうち、重点要望項目として、乳幼児医療費（福祉医療費助成制度）の無償化についてと、西九州自動車道の整備促進についての2項目に対しまして、知事から回答をいただいたところでございます。

子どもに関する医療費については、令和5年度から18歳までの助成制度を各市町と連携して始めさせていただいている。乳幼児医療については、県全体で5億3,000万円の費用がかかっており、現状においては、これ以上の助成拡充は困難な状況で、国の負担において、どこに住んでも安全・安心に暮らせるといった環境をつくっていただきたいという思いは同じなので、政策要望という形で、国に対して要望を行っていききたいという回答でございました。

西九州自動車道の整備については、松浦佐々道路について、12月補正予算まで含めて118億円の工事費で進められておりまして、松浦インターチェンジから7.5キロメートル区間は、令和7年度に開通するということが発表されました。4車線化についても、現在、2本のトンネルが貫通しておりまして、令和9年度にかけて完成区間から順次開通するということが国とNEXC O西日本から発表されておりまして、県といたしましても、関係市町とともに東京や県内各地での促進大会を開催しており、しっかりと熱量を周囲の関係者へ伝えながら、道路関係予算の確保、早期完成といった工事進捗を把握できるよう努力すべきだと考えているという回答でございました。

その他の項目についても対応を検討していただいたということでございます。その後、県議会議長からは、少子化子育て問題は、県議会の一般質問でも取り上げられており、令和5年度の出生数が75万人ということで非常に大変な状況となっていると、本県においても人口流出が重なって一番の問題だと考えている。県議会でもしっかりと取り組んでいきたい。また、道路整備は大きな課題となっており、西九州道の4車線化の整備促進は大変重要だと考えているという回答をいただきました。

その他の要望についても、地元県議の意見を聞きながら、議会としてもしっかりと対応をさせていただきたいとのことでございました。

以上のような要望活動でございましたが、今後も町としまして、継続して県知事及び県議会議長への要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

ただ今1件の報告がありました。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まずは、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

4番。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 登壇）

総務厚生委員長（永田 勝美 君）

それでは、総務厚生委員会の委員会報告を行います。

まず、5月10日金曜日に開会いたしました委員会報告についてですが、出席委員は全員です。

まず、当日は、町有地の利活用に関する現地調査を午前中に行いまして、以下の4件の町有地について現地調査を行いました。町道脇溝線奥の町有地、宅地333平米、町道市瀬団地線沿いの町有地、雑種地で113平米、町道小春露切橋線先の町有地、雑種地で243平米、町道栗林角山

線沿いの町有地、宅地等6筆ありまして1,059平米。以上の4か所について現地調査に赴きました。

続いて、所管事務調査について、1点目は、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。今回の変更の主な内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法ですが、その法律の一部改正が行われまして、令和6年12月2日をもって現行の後期高齢者保険証が発行されなくなることから、いわゆる保険証の廃止ということになりまして、所要の整備を行うものと、文言等の訂正があるということでもあります。委員会としては、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いして終了しております。

2点目は、佐々町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

今回の改正の主な内容は、令和4年に広域連合議会において附則第5条の条文が繰り上げられて第3条に繰り上げられる改正が行われていたんですけども、本町条例にはこれが反映されていなかったため、これを改めるものだという説明でございました。内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

続いて、その他の報告です。

その他の報告は、1点目は先ほどの町有地の利活用についての現地調査ですけども、2点目は不納欠損について、税財政課、住民福祉課、保険環境課から、町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料について、それぞれの令和5年度における不納欠損についての報告を受けました。委員からは、書式等の改善を求める要望が出されました。

3点目は、佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について、保険環境課から報告を受けました。若干の遅れはあるものの、令和7年3月末完成予定で、おおむね順調に推移している旨の報告を受けました。委員会としては、報告を受けました。

4点目、学童保育について。住民福祉課から、令和6年5月現在で佐々小学校21人、口石小学校25人の待機児童がいるとの報告がありました。次回以降、検討状況を報告するということでもございました。

以上が、5月10日の委員会報告でございます。詳細については、お手元の委員会報告書を御確認いただきたいと思います。

続きまして、5月17日の委員会です。出席委員は全員です。

条例等について、専決処分されたものですけども、今回の専決の内容は、地方税法の一部を改正する法律（第2号と第4号）が、2月21日と3月30日に公布されております。これに伴う改定ということで、詳細は会議録を参照いただきたいと思います。内容について確認し、各委員への十分な検討をお願いし終了しております。

2点目は、佐々町国民健康保険税条例の一部改正について。これも専決ですけども、地方税法施行令の一部を改正する政令に伴う改正です。内容について確認し、十分な検討をお願いして終了しております。

3点目は、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。行政手続における、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴うものということで、いわゆる情報提供の範囲について定めた別表2を廃止するという点について、委員からは、一定の懸念があるという意見が出されました。内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

その他報告について。

学童保育については、前回に引き続いて、待機児童の改善を図るべく1単位増の検討をしている旨の報告を受けました。委員からは、低学年児童の夏期通学時の困難や定員見直し等について様々な意見が出されております。

2点目、住民税非課税世帯への給付について。令和5年度に引き続き、令和6年度に新たに非課税世帯となった世帯を対象に、1世帯10万円、18歳以下の児童がいる場合は児童1人当たり5万円を支給する旨の報告を受けました。令和5年度の対象世帯は1,397世帯、均等割のみの課税世帯352世帯を把握しており、子ども加算の対象となる世帯は148世帯となるという報告を受けました。

3点目、定額減税及び定額減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付）について。表記調整方法についての報告を受けました。

4点目、佐々町職員等の旅費に関する条例の改正（予定）について。令和7年4月1日施行を予定して条例改正の準備を行っているという旨の報告を受けました。

5点目、町有地利活用の取り組み状況について。令和6年度のスケジュール方針について報告を受けました。

その他として、今年度の視察研修についての意見交換を行ったというのが、5月17日の委員会報告でございます。

以上です。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。
5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 登壇）

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

5番、長谷川です。産業建設文教委員会の所管事務調査の概要から報告させていただきます。
令和6年5月13日月曜日に、午前9時半より行いました。出席委員は5名、全員出席でした。
所管事務調査1、農業体験施設の対応について1件。2、条例等について2件。3、その他4件につきまして調査を行い、その他報告として、その他を含め7件の報告を受けました。

まずはじめに、農業体験施設の現地視察を行い、現地視察が終わってから役場に戻り、会議を再開いたしました。10時26分でした。

1、農業体験施設の対応について、農林水産課。昭和61年に供用開始後、約40年が経過し、施設の老朽化が進む中で、今後の利活用を踏まえると多額の改修費用を必要とすることから、民間による利活用の道を探る取組を進めたい。なお、施設の現状、直営による運営の課題、民間提案制度導入の考え方と、課題及び導入した際の審査方法など、今後の協議していく上で、具体的に明確な形で執行提案ではないが、議員の意見等をいただきたいとの説明を受けました。

委員から、今後の方針や執行側の考え方もまとまっていない状況で、議会議員の意見を求めるのは難しいと思う。執行側の案をもう少し煮詰めて、どうしたいのかを示していただければ、議会としての判断もしやすいとの意見がありました。また、この案件は産業建設文教委員会の所管ですが、公有財産の関係もあり大きな課題ですから、全員協議会のほうで案件に上げるのも一つの手法ではないかとの提案もありました。この案件につきましては、引き続き調査を行いたいと思います。

2、条例等について。1、佐々町公共下水道条例の一部改正について、水道課より。国が定めておりますデジタル社会の実現に向けた中で、常駐・専任規制のアナログ規制の見直しにより、条例第12条の改正前については「専属の技術者を要する事業所で町長が指定したもの」と

していましたが、今回その専属規定の廃止に伴う改正がされております。条例第18条は、基準超過水の排出について、除外施設を設けて対応する規定のみとなっておりましたが、除外施設の設置又は必要な措置を行うことにより、基準超過水を下水道へ排除しないように対応しなければならないとの改正の説明を受けました。

委員から、除外施設自体、町内に何か所ぐらいあるのか、また、除外施設を設置している所の基準超過水が発生している状況があるのかの確認がありました。

2、佐々町営住宅条例の一部改正について、建設課。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の一部が令和6年4月1日に改正され、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の拡大、保護命令制度の拡充等の措置が講じられる。この改正により、接近禁止命令と退去命令が分けて規定されることとなったため、同法を引用している本町の条例も改正する必要性が生じたとのこと。また、配偶者であった者や事実上の婚姻状態にある者も適用される改正であるとの説明を受けました。また、この案件は6月の定例会で提案があるとのことでした。

その他報告。1、不納欠損処分について、水道課。令和5年の不納欠損処分は、水道使用料が4万6,930円で、理由別内訳として破産・競売・倒産が2件、行方不明・死亡・財産等不明が30件ということでした。下水道使用料は、時効で25件、3万1,180円の不納欠損を行っています。対象者は、上水道料金9名、下水道使用料については、その内数として7名となっているとの報告を受けました。

委員から、上下水道とも過年度分の徴収率も年々上昇傾向にあり、引き続き、過年度分の徴収に関して努力を続けていただきたいとの意見がありました。

2、皿山直売所について、農林水産課。令和6年3月末で閉鎖した皿山直売所は、3月18日に1回目の再生協議会を開催し、5月13日には4回目の協議会で、事業者募集要項の協議検討。なお、募集期間は2か月の予定をし、直売所の家賃については6月補正で歳入予算を計上、適正な対価を予定しているとの報告を受けました。

委員から、再生協議会のメンバーはどのような人で構成されているのかの質問。また、農業者の支援ということで、相場より安い家賃設定は理解するが、近隣の相場を崩すのは行政がとるべきではなく、適正な対価をもって再生をとの意見もありました。

3、入札制度について、建設課。最低制限価格の引上げ（90%から92%等）と、改正労働基準法に伴う週休2日の工事発注の実施についての説明を受けました。

委員から、入札制度の対面でのランダム係数の実施を検討してもらえないのかと要望がありました。執行より、開札時に予定価格と最低制限価格を一定範囲で無作為に、ランダムでしたいと思いますが、ランダムだけで透明性が測れないので、入札事務とか契約事務をする専属の課を配置したいとの考えを持っているとの説明でした。

4、国道204号線の歩道整備について、建設課。令和5年10月31日開催の委員会で報告した芳ノ浦地区（妙見橋付近）の歩道拡幅が実施されることについて報告を受けました。

5、学童保育について、教育委員会。近年、学童保育の利用希望者が増加しており、令和6年5月1日現在で佐々小学校21人、口石小学校25人の待機児童がいる状況であり、今回、保護者の要望を踏まえ、住民福祉課から待機児童解消のため、7月から両小学校のパソコン教室を利用できないかとの依頼があっている説明を受けました。

委員から、待機児童解消のため、既存の教室を使用することで、それに伴って変更点による費用はないのかとの確認がありました。教育次長補佐から、協議の中で費用が発生する場合は、住民福祉課からの予算提出がある予定とのこと。委員から、それなら事前に関係課との協議をして報告すべきではないかと意見がありました。

6、佐々駅舎について、企画商工課。松浦鉄道と西肥バスの乗車券販売は、松浦鉄道が両方引き受けることになりました。移行日、令和6年8月1日。テナント募集は、現在、町内の不

動産会社と募集方法、賃貸期間、賃料は協議を行っています。5月中には応募を開始する予定との報告を受けました。

委員から、募集方法やその期間など、明記されたことが決まったら報告していただけるのかとの確認があり、また、状況や現状については理解したが、条例とのかい離がある部分については早めに対応していただきたいとの意見がありました。

その他報告、7、その他。県道志方江迎線が、小佐々の工業団地に抜ける幹線道路を整備すれば、小浦地区の渋滞緩和に多大に寄与するのではと思われます。そのような協議ができる場として西九州連携事業の連携があります。そこで、何かの足掛かりの協議を進めて、佐々町と佐世保市がタッグを組んで、県なり国への要望につながれば実現できるのではないかと意見がありました。

以上、産業建設文教委員会の調査案件は全て終了しました。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

次に、議会運営委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

1 番。

（議会運営委員長 平田 康範 君 登壇）

議会運営委員長（平田 康範 君）

それでは、議会運営委員会を令和6年3月12日と4月16日に開催をいたしておりますので報告いたします。

まず、3月12日火曜日の委員会報告をいたします。開催場所は役場3階第1会議室にて、出席委員は全員です。会議案件は、選挙管理委員会委員の選挙について、その他、以上2件です。

まず、選挙管理委員会委員の選挙についてでございますが、現在の選挙管理委員会の任期が令和6年6月29日となっており、地方自治法において、選挙管理委員は議会において選挙するとなっており、本年6月議会に選挙の議案を提出する必要があると。事務局から過去の選考手順等についての説明があり、今回の選考についてどのような流れで進めていくのか委員会の中で協議をいたしましたが、委員会としては、議員皆さんの意見を伺いたいとの結論に達しております。したがって、3月13日開催の全員協議会で協議内容については報告をさせていただきます。その他の件についてはございませんでした。

次に、4月16日火曜日開催の委員会報告をいたします。開催場所は役場3階第1会議室にて、午後1時30分より。出席委員は全員です。会議案件は、選挙管理委員会委員の選挙について、2点目が令和6年度 of 取組について、3点目が議会ペーパーレス化運用マニュアル（案）について、その他、以上4件です。

まず、選挙管理委員会委員の選挙についてでございますが、事務局より地方自治法による委員の任期、委員の選任要件、委員に課せられた義務、それから制限、他の自治体の選考基準等の説明を受けました。選考条件では、年齢条件で就任時は75歳まで、任期は3期までとし、その他の条件では、男女比率の均衡を配慮すると。また、若年層の世代を選考することに努めるということにいたしました。さらに、選考方法については、議員各位の推薦を受け、正副議長において候補者を集約すると。候補者の決定については、全員協議会において候補として挙げられた方から委員及び補充員を選考することとし、意見をまとめ、4月19日開催の全員協議会で報告をさせていただきます。

次に、令和6年度の取組についてですが、定例会における振り返りについての検討ですが、

一般質問については、質問通告書以外の質問も突発的な事案がある場合はいいのではないのか、などの意見もあり、議員申し合わせ事項と合わせて考える必要があるため、しばらく時間をかけて協議をしていくということにいたしております。

次に、議会ペーパーレス化運用マニュアルの案についてですが、紙資料については、令和6年第2回定例会までは平行運用、第3回定例会からは希望者のみ紙資料を配付、第4回定例会からは完全ペーパーレス化移行を目指すということで事務局より説明を受け、全員協議会で諮っていただくことといたしました。

その他の件につきましては何もございませんでした。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

しばらく休憩します。

（11時05分 休憩）

（11時14分 再開）

— 日程第6 一般質問（平田 康範 議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、1番、平田康範議員の発言を許可します。

1番。

1 番（平田 康範 君）

1番、平田です。通告書に従って質問をいたします。

本町の基幹産業の一つは農業と捉えていますので、農業振興に関連して中山間地域の集落の活性化について伺います。

本町は中山間地域が多くありますが、この地域も市街地と同様に地域住民の生活の場でもあります。また、本町の基幹産業である農産物の生産の場でもあります。さらには土砂の流出、それから崩壊防止、水源涵養など農地の保全や下流域の環境の保全機能を担う多面的機能を有する地域でもあります。しかしながら、一方では、このような地域は若年層の後継者不足で高齢化が著しく進んでおり、担い手不足、生活環境の悪化、農林業の低迷など深刻に捉えなければならない地域でもあります。今後、このような地域の活性化をどのように進めようと考えておられるのか、まず見解をお伺いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

農業の振興についてということで御質問があつております。議員の御指摘のとおり、本町というのは山間部も多くて、農業を行う上で、耕作条件が不利な農地が多数あるということ、それから、農業の先ほどお話がありましたように、担い手の確保が厳しい中で、農業従事者の高

齢化が進んでいるということが、今後の農業振興を進める上で大きな影響を及ぼすのではないかと認識しているところでございます。特に、耕作する上で、省力化を図ることが難しい山間部というのは、年々耕作放棄地が増加していく懸念がありますので、耕作放棄地を解消するという取組を進めることと合わせまして、やはり耕作放棄地を作らないような取組として、例えば、果樹とかの栽培ができないか、例えば、果樹で栗とかレモンとかオリーブなどがいろいろあるわけでございますけど、そういう植栽ができないかということも農業改良普及所や、それから農業協同組合、農業委員会の皆さんと今協議を進めているところであります。

今、申し上げますように、やはり関係機関との協議が整い次第、こうした問題を少しでも解決できるように、やはり各地域の方々と意見の交換の場を設けながら、また、関係機関とも連携を図りながら、農業振興に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、具体的に現状を申し上げて伺っていきたいと思います。

まず、今言われましたように、耕作放棄地の拡大解消に向けて伺っていきますが、単純に耕作放棄地と言いますが、私はやはり区別して考えるべきだと考えております。

まず、耕作放棄地は幾つかの要因がありますが、1点目は、農地所有者が地区外に転出されたことから管理が行き届かない、また、所有者が亡くなられて管理する人がいないなど、人的要因で耕作放棄地となると。耕作放棄地が更に竹林等が生えるなど、悪化した農地が荒廃農地と考えるべきだと思っております。耕作放棄地、荒廃農地を区別して、それぞれの農地の状況を捉えて対策を講じるべきだというふうに考えております。耕作放棄地から荒廃農地へ拡大している要因は、やはり中山間地域の農地は狭い棚田で、農業作業道路も狭く、大型機械が耕作地に搬入が厳しく耕作を諦める、また、高齢化や人手不足などで耕作を諦めると。さらには、農業用排水施設が老朽化して、農業用水の管理が十分にできないなどが影響しているものと考えます。

今後も、耕作放棄地が荒廃農地に拡大しますと、雑草の繁茂による病虫害の発生や、それからイノシシなどの野生動物の生息地になり、周囲の農作物に被害が出る。また、荒廃農地では景観が損なわれることから、廃棄物を不法投棄されている、そういった荒廃地も見受けられます。

そこでお伺いいたしますが、農地・農業用水路等の資源の保全と、それから質的向上を図るとともに、農業が将来有する自然環境機能を維持、推奨するための多面的機能支払交付金事業がありますけども、令和4年度は9地区の組織活動で事業に取り組まれています。また、本年度予算においても、多面的機能支払交付金事業707万8,000円が計上されていますが、一例であります。先ほど町長も言われましたように、耕作放棄地、例えば菜の花とか、それからコスモスなど景観植物を作付けして、荒廃農地が拡大しないような取組をされている組織もあります。

多面的機能支払交付金事業も、令和6年度より新たな活動期間であり、また一方、中山間地域等直接支払制度、これも第5期の本年度が最終年度ということで節目の年度でもあります。今後、やはり更に充実した活動を行うためには、やはり活動内容の点検と合わせて、耕作放棄地の発生を少しでも抑制し、荒廃農地が拡大しないよう、新たな事業の取組などについて、やはりこれを取組まれている地域活動組織と協議して、見直す点もあるのではないかなというように考えてございます。

そういうことで、先ほど町長も言われましたけども、各機関等々の協議ということもありましたけども、こういった地区活動組織、ここに出向いて、やはり協議の場、これを設けることも必要かと思うんですが、その件についてどのようなお考えかお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の御指摘の中山間地域等直接支払交付金事業といいますか、これにつきましては、先ほど申されましたように、今年度が第5期対策の最終年度ということになっておりまして、これまでの取組をやはり検証しながら、来年度以降の取組について各集落と協議をするように、今考えているところでございまして、また、先ほどの多面的機能支払交付金事業につきましても、毎年事業を円滑に進めるために説明会等を開催しながら、各組織の代表者や役員の方々に参加をいただいている状況でございまして、各組織ともやはり高齢化が進んでいるといいますか、交付金事務を行うことが、今困難な状況にあるという実態もあるようでございまして、そうした課題への対応としまして、やはり組織の集約化等についても、関係機関とも協議しながら進めていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

以上のようなことから、やはり先ほどお話がありましたように、地域活動組織と協議することも必要ではないかという御質問でございましたが、やはり今後、中山間地域等直接支払交付金事業や、多面的機能支払交付金事業について御指摘のように、十分に組織と協議をしながら組織の集約化や農家への事務の負担の軽減などを踏まえながら進めていかなければならないと考えておりますので、御理解をいただければと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、農業振興に大きく関わってまいります「実質化された人・農地プラン」についてお伺いをいたします。人・農地プランは、担い手の高齢化やそれから後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を解決し、持続可能な力強い農業を実現する必要があることから、それぞれの集落地域において十分な話し合いを行い、その集落が抱えている問題を解決するための未来の設計図となる人・農地プランを作成するよう、国が求めています。そのようなことから、本町においても令和4年3月に、8地区で地域の関係者が一体となって農地の集積、それから集約を推進するため、実質化された人・農地プランが作成されています。

プランの内容は対象地域の現状、それから次に、対象地域が抱えている課題、3つ目が対象地域における中心経営体への農地の集約化に関する方針、最後に、3つ目の方針を実現するために必要な取組に関する方針のプランが作成されていますが、方針に基づいて事業が進んでいるのか、また、事業に対する今日までの評価、さらには取組方針の改善が、取組してきて、改善が必要な点がないのか、そういったものをやはりPDCAサイクル、これをもって事業に取り組むことが重要だと考えております。

そこでお伺いしたいのですが、先ほど言いますように、プラン策定から2年が経過していますが、今日までの取組状況と、それからプランの達成率、そういったことに向けての今後の方針や改善点などの検討を行うための、やはりこの取組をしている地域の方々との対話会など、協議の場をこれも実施すべきだということで思っております。

また、一部の関係者からも、農業振興について意見交換等の場として対話会を開催すべきではないかというような意見も出ておりますので、そういった、今後、プラン達成に向けて取組の方針と合わせて、対話会開催についてどのようなお考えかをお伺いしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員の御指摘のとおり、人・農地プランについては令和4年3月に作成をしたところですが、令和5年4月1日に、農業経営基盤の強化促進法というのが改正・施行されまして、人・農地プランは、地域計画と名称を変えて今年度末までに作成するというところになっているというところであります。

また、御指摘の人・農地プランにおけるPDCAサイクルによりますプランの見直しにつきましては、当該の人・農地プラン策定後、新型コロナウイルスの影響もありまして、各地域での協議を行うことができなかったという現状もございます。そこで、新たに作ることであります地域計画でございますが、おおむね10年先を見据えて、それぞれの地域で、誰がどのように農地を見守っていくのか、農家の皆さんと話し合いを行いながら、その結果を目標としまして、整理する地図に落とし込む形で計画の策定を行うということになると思っております。

冒頭に、中山間地域における農業振興とか、それから地域の活性化について御質問がありましたが、この地域計画の策定事業を進める中で、やはり農業委員さんとか、それから農地最適化推進委員さん、それから県の農業改良普及員、それから農業協同組合の指導員さんなど、やはり関係機関とも十分に連携を図りながら、5年後、10年後に向けて、やはり高齢化が進むわけでございますので、担い手が不足する中であって、地域農業を守っていくというために何をすべきなのか、何ができるのかなどを十分話し合いをしながら進めていかなければならないと今考えるところでございます。

その地域計画の策定へ向けての進め方でございますが、夏ぐらいをめどに、各地域に入る形で協議の場を設けることができればと考えているところでございまして、今、各地区に入っていく準備の一つとしまして、高齢化による山間部の耕作放棄地の抑制策などの取組としまして、果樹、先ほど申しましたようなものなどについて、農地の利活用について関係機関と事前に協議を今進めているところでございまして、そうした準備ができ次第、各地区ごとに話し合いの場を設けさせていただきながら、計画の策定事業に進めていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、1項目めの最後の質問になろうかと思いますが、有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。

本年度予算において、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金として1,617万3,000円が計上されております。新規整備事業として、ワイヤーメッシュ柵の整備で5地区ですか、それから電気柵の整備事業で、2地区において取り組むこととなっているようです。鳥獣被害防止に係る取組条件としては、受益者戸数が3戸以上、それから耐用年数からいきますと、ワイヤーメッシュが14年、それから電気柵が8年となっておりますが、本町のワイヤーメッシュは平成19年から設置が始まっております、平成25年までのワイヤーメッシュは亜鉛メッキが施さ

れていないと、そういうことで、経年劣化でワイヤーメッシュとしての効果が出ていない場所も相当あるようでございます。しかしながら、そういった地区において補助金の二重交付ができない条件のために、過去に国の補助金で設置した被害防止柵は、耐用年数が少なければ新たな事業として申請ができないというようなことになっております。

例えばですけれども、ワイヤーメッシュを平成24年に設置された箇所は11年が経過しているわけですが、まだ3年後でなければ設置の申請ができない。このようなことから、個人でワイヤーメッシュを新たに、やっぱり被害を防止するためには設置されているというのが現状です。御存じのとおり、今日においては肥料、それから農薬、燃料など生産資材の高騰、反面、農産物の価格は低迷しており、農家の経営状況はかつてない厳しい環境にあります。鳥獣被害防止対策について、やはり町独自の政策をもって、やはりそういった農業振興に取り組むことも必要かと思うんですが、そういったこの対策についてどのようなお考えか。

それと、ちょっとお聞きしておきたいんですが、今回、ワイヤーメッシュ、先ほど言いますように取りまとめされておりますが、この取りまとめについて、各地区を聞いてみましても何も存じていない方が、農家が結構あったんですね。この新規事業の取組についての周知が徹底されていなかったんじゃないかということで、今回どのような方法で、この設置希望者の取りまとめをされたのかを、あわせてお聞きしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の御質問のワイヤーメッシュについては、平成19年度から30年度にかけまして、総延長144.8キロメートルの整備を進めてまいったわけでございます。そのうちの御指摘の、亜鉛メッキ対応のワイヤーメッシュというのが、平成26年度からの整備分になるわけでございまして、それまでに整備された総延長の115キロメートル、全体の8割がやはり経年によりまして、さびと劣化が進んでいるようでございまして、そういうような状況にあるんじゃないかと認識をしているところでございます。

御質問の町独自の支援に対する見解ということでございますけど、なかなかこれが難しく、仮に平成25年度以前に整備されたワイヤーメッシュを亜鉛メッキ対応に更新するとした場合に、町として約1億6,000万円ぐらいの予算が必要になるのではないかとということで考えているわけでございます。

しかしながら、議員の御指摘のように、やはり整備年度が早いものについては、ワイヤーメッシュの耐用年数というのが14年を経過するものもありますので、引き続き営農組合長さんとかなどを通じながら地域の要望をお聞きして、補助事業を活用しながら有害鳥獣対策というのを行っていかねばならないと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど、取りまとめはどうなったのかというのは、担当のほうから説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
事業理事兼農林水産課長。

事業理事兼農林水産課長（今道 晋次 君）

調査につきましては、営農組合長さんのほうに照会をさせていただきながら取りまとめをしたというふうに伺っておりますけれども、令和6年度につきましては、延長で5,300メートルの

対応をする予定としているところです。

今、御質問にもありましたように14年という耐用年数があります。また、農家の方々におかれては、今回のワイヤーメッシュの調査を御存じなかったというふうなことがあられるようであれば、さらに令和7年度へ向けての調査がしっかりと行き届くように対応させていただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

やはり、今後そういった取りまとめについては全地区、各農家がお互い情報を得るような方法で取りまとめをしていただければと思っております。

それでは、2項目めの質問に入ります。

本町も小型無人機、いわゆるドローンを一機保有されています。国内各地で大きな地震がまた発生しておりまして、さらには、梅雨時には線状降水帯が発生し、本町においても甚大な被害がいつ起きるか分からない今日であります。やはり危機管理体制の構築の一番重要なことは、言うまでもなく被害情報の確認と災害情報の収集だと考えております。

そこで、まず伺いたしますが、本町が所有しているドローンの性能について伺います。

昼間の家屋又は林野火災であれば、プロの消防隊員の方であれば目視で状況を把握できると思いますけども、夜間はそういった状況把握も厳しいわけですし、ドローンであれば的確な状況把握は可能になってくるのではなかろうかと思っております。

本町が所有しているドローンは、雨天時や強風の折には飛行は厳しいかと思っておりますけども、ドローンに夜間飛行が可能な光源設備は備えられているのか。また、サーマルカメラが搭載され熱画像の撮影が可能となっているのかをお伺いしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ドローンの性能ということで、保有している性能と機能ということでございますけど、議員の御質問のドローンの性能につきましては、夜間飛行は可能な設備については備えておるということでお聞きしておりますが、サーマルカメラの搭載はされていないという機種になっているということでお聞きしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

サーマルカメラが付いていないということであれば、なかなか情報収集も厳しいんじゃないかなと、思うような情報収集ができないんじゃないかと思いますが。

それでは2問目に入りますが、ドローンの飛行に関わる航空法について理解できていない面も私もありますので、もし私の考えが間違っておれば、そこは訂正させていただいて、よろしくお願いいたしたいと思っております。

まず1点目ですが、ドローンを操縦できる職員の配置状況、どのようになっているのかと。

それから2点目が、ドローン飛行には操縦資格が必要であるわけですが、この資格が、民

間資格とそれから国家資格がありますが、国家資格には一等資格と二等資格があります。さらにドローン飛行形態には、レベル1からレベル4までありまして、レベル1は目視内での手動操作飛行、それからレベル2は目視内での自立飛行、それからレベル3は無人地帯での目視外飛行が可能ということになっておりますが、改正航空法が2022年12月5日から施行されまして、特定飛行形態が新設をされております。その形態がレベル4ですけども、レベル4は国家資格の一等資格者であれば、有人地帯での目視外飛行が可能となるようです。したがって、本町の職員がお持ちの資格は、民間ライセンスか国家資格の保有者なのか。

以上、職員の配置状況と、それから操縦資格の取得状況について2点お伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
現在ドローンを操縦できる職員というのが、町としまして5名いるということでお聞きしておりまして、そのうちの1名というのは民間資格の有資格者ということであります。残り4名については無資格であります。議員の御承知のように、資格が必要となるのは特定飛行が該当する飛行を実施する場合でございます。特定飛行に該当する150メートル以上の上空での飛行とか夜間での飛行、目視外での飛行などについてはドローンの購入当時の飛行の実施というのは現状想定はしていないということでお聞きをしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）
資格で、国家資格者はいないと。民間資格の1名だけ。あとは4名の方は操縦できるんですか、資格なしで。普通の、例えば、家庭で使うカメラ搭載のちょっとしたドローンとかなんかであればいいでしょうけども、これちゃんとした機種ですよ。それで、資格を持っていない方で操縦ができるのかちょっと不思議なんです。そこら辺の確認をさせていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）
今、町長の御答弁でありましたように、特定飛行に該当する飛行を実施する場合は資格がいるんですけども、先ほど言われました150メートル以上の上空での飛行や夜間飛行、目視外での飛行などにつきましては、資格はいらないということになっております。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）
失礼しました。すみません、「以下」です。
150メートル以下であれば、資格はいらないということで、申し訳ありません。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

国家資格はお持ちでないということですが、実は、国家資格の二等資格であれば、無人地帯と限定はされるんですが、目視外飛行、手動じゃなくして目視外飛行が可能となっております。

先ほど言いますように、近年の災害における被害状況、災害状況を考えますと、やはり無人地帯に制限はされますが、目視外の飛行が可能であり、様々な情報が敏速に把握できるということですので、少なくとも職員が何名か、この国家資格の二等資格まではやはり取得しておく必要があるんじゃないかと、せっかくドローンを活用するわけですから、そういったことで資格取得についてどのようなお考えかを伺います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、お話がありましたように国家資格、二等資格を取得すると、先ほど申しましたようにレベル3の無人地帯での目視外飛行ということで、今議員からもお話がありましたように、飛行のために活用できるということと、それから飛行のための国土交通大臣からの許可とか承認を省略できるということもあるわけでございます。

ドローンは様々な場面で利用が想定されますが、特に災害現場での利用というのは先ほどお話がありましたように、やはり緊急の利用が想定されますので、二等資格を取得しながら、無人地帯での目視外飛行を行うというのは、災害対応上は大変有効ではないかと、今言われたように考えているところでございます。

国家資格の取得については、他自治体の取組も参考にしながら、また、公費で民間資格を取得させている自治体もあるようでございますので、様々な角度から研究をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、最後の質問になろうかと思いますが、消防団のドローン活用について若干、お伺いしておきたいと思います。

1 問目でも少し述べましたが、火災を想定しますと、言いますように昼間は目視でかなり状況把握はできますが、やはり一番厳しいのは夜間の状況把握だと思います。本町は夜間の撮影ができないようですけども、夜間は目視での状況把握は厳しい面が多く、例えば林野火災の場合、どこに飛び火しているのか、また、家屋火災であれば密集地などは隣接している家屋に延焼していないかなど、有事の際の状況把握にはドローンは強力な防災機種だと考えます。

また、本町においても地域住民の方々の協力をいただきながら、過去に不明者の搜索活動がなされた経緯もあります。そのようなときにも活用できるのがやはりドローンだと思います。

総務省消防庁は、令和4年4月時点でのデータなんですが、全国にある724の消防本部のうち429本部、全体の59.2%がドローンを配備している。一方、2,198の消防分団では、令和3年12月末の時点で、40の消防団の配備にとどまっているということで公表しているようです。

このような消防団のドローン配備状況の中、本県の波佐見町消防団がドローン隊を結成した

と新聞報道されました。これは、長崎新聞の4月9日の新聞に掲載をされておりましたけども、ドローン隊には操作を学んだ5人が所属をしていると。また、8分団あるようですけども、この8分団に1人は操作できる隊員がいるという体制を今後していきたいというような考えのようでございます。

本町もドローンをせっかく1台保有しているわけですから、やはりこのドローンの活用基準、そういったものもやっぱり定める必要はありますけども、そういった活用基準等を定めて、消防団との連携による火災や風水害などの有事のときに、やはり今、団員確保が厳しい状況でございますので、そういった中でも敏速な状況把握ができるような防災体制を、今後やはり研究・検討する必要もあるんじゃないかということで考えておりますが、そういった消防団のドローン活用についてどのような見解をお持ちか、最後にお伺いしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
消防団のドローン活用ということで検討すべきではないかということでお話がありました。先ほど議員がおっしゃるとおり、波佐見町の消防団というのが、県内初のドローン隊というのが組織されたということはお聞きしておりまして、波佐見町を含む、県内で1市2町の消防団にドローンが配備されているということも伺っているところでございます。

また、総務省の消防庁でも、消防団へのドローンの配備というのを勧めておるということで、先ほど申されましたように、災害時における消防団のより効果的な活動を図ることを目的として、消防団設備整備費補助金の対象にドローンを追加したり、それから、長崎県の消防学校でも、令和6年度は未定ということでございますけど、令和5年度にはドローンの研修も今実施されているということをお聞きしておりまして、議員がおっしゃるとおり、やはり佐々町消防団でもドローンの活用については、現団員にドローンを使用する技術がある団員がいるのか、いないのか、ちょっと場合が分からないわけでございますけど、どのように要請をしていくかなど、やはり消防団の皆さん方と協議をしながら研究して、できるように検討をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、1番、平田康範議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（11時55分 休憩）
（13時00分 再開）

— 日程第6 一般質問（永田 勝美 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、4番、永田勝美議員の発言を許可します。
4番。

4 番（永田 勝美 君）
4番、永田勝美です。私は、憲法が暮らしに生きる平和で住みよい佐々町を実現していく立

場から、日本共産党佐々支部を代表して質問いたします。

とりわけ今、能登半島地震復興あるいはウクライナ、ガザなどで続く戦争の一日も早い終結を願いつつ質問したいと思います。

まず1点目は、子育て支援の取組についてです。

6月5日に厚生労働省が発表した、4月の毎月勤労統計調査、従業員5人以上の企業全てを調査するわけですが、現金給与総額、名目賃金に物価の変動を反映させた実質賃金が、前年同月比で0.7%の減少となりました。減少率は前月から1.4ポイント縮小しましたが、マイナス自体は25か月連続、過去最長を更新しました。名目賃金の伸びを物価上昇が上回る状況が続いています。

内閣府が3月に発表した国民生活に関する世論調査では、2023年秋時点で、1年前に比べて暮らしが悪くなったとの回答が35.9%と戦後最悪の数字となりました。この原因は、失われた30年と呼ばれる長期の経済停滞によって、暮らしがヘトヘトになっているところに、急激な物価高騰が襲ったことにあるのではないのでしょうか。実質賃金25か月連続マイナス、物価高騰に賃金や年金が追いつかず、個人消費はリーマンショック以来4期連続マイナスとなります。国民の実質賃金は、実質消費支出が13か月連続で前年同月を下回っています。物価上昇と景気後退が同時進行するスタグフレーションの危機と言われています。

こうした経済の危機は、町民の暮らしを直撃しています。物価値上げに賃金が追いつかない、まさに失われた30年に続く、コロナ禍で弱り切った家計にとどめを刺すような物価上昇だというふうに思います。この影響は、特に子育て世帯では深刻です。学習塾の費用、部活の遠征費、食費をはじめあらゆる分野で値上げが続いています。交通費も西肥バスが今月から、佐世保までの料金が、これまで550円だったものが750円に上がりました。通学定期は月額1万円以上の値上げとなっています。これから夏場は電気代が40%以上の値上げと言われており、この10月からはMRの運賃値上げも続きます。

そうした中で何を一番節約するのかといえば、食費を削るという家庭が多いのではないのでしょうか。改めて今、給食費無償化、この意義は大きいのではないのでしょうか。

今、子育て支援の焦点の一つとなっている学校給食費無償化をどのように進めるのかが問われています。佐々町では、ことしから中学校の学校給食費無償化が行われました。今後の計画について検討を進めると言われておりましたが、町長のお考えはどのようにお考えか、まずお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員が言われましたとおり、実質賃金の減少というのは、報道がされておまして、なかなか生活の実感としても、やはり物価が上昇しているのではないかと強く感じているところでございます。

国は、子育て支援・少子化対策ということで様々な施策を実現しようとしているわけですが、給食費の無償化についても、本来これは国の施策で取り組むべきではないかと我々は思っているところでございます。本町では子育て支援の一環としまして、1子2割、2子4割、3子10割の給食費の助成というのは行ってきたわけですが、昨年度は物価高騰対応臨時交付金を活用しながら、中学生については、昨年の1月から3月まで学校の給食費を無償化いたしまして、本年度も引き続き、中学校の給食費については無償化をしたというわけでございます。

この令和4年度から実施しました物価高騰分の補助については、継続して実施しておるわけ

でございますが、段階的な補助率の引き上げについては、最終的には2,500万円程度、するにしても追加財源が必要ではないかと考えているわけございまして、小学校までの無償化というのは、今現在ではなかなか財政的に厳しいのではないかと考えているわけでございます。

議員の御指摘のとおり、現在、制度では小中学校に在籍する子どもを年齢順に1子、2子としておりまして、子どもが中学校を卒業すると、小中学校に残った子どもたちの負担割合が増えることになるわけございまして、その対応については研究させていただきたいと思っております。

これにつきましても、私ども市長会とそれから町村会、県も同じ考えでございまして、国のほうにもお願いしているわけでございます。

これは、全国に子どもたちがユニバーサルサービスということで、これは医療とか学校給食も医療費もそうなんですけど、やはり保育を受けられますように、サービスが全部受けられるように、やはり窓口負担なしで医療が受けられるとか、医療費の助成額の創設とか、それから学校給食費の無償化、幼児教育とか保育の完全無償化については、財源を含め、やはり国の責任において、これはしていただかなければ、これは全国一律にならないわけです。財源の乏しいところはなかなか厳しい。財源があるところはこうやってやるということは、これはちょっと一律性が、ユニバーサルに欠けているんじゃないかということでございますので、県と市長会、町村会も同一して、一律として、制度として、早期に実現するようにということで、国に今お願いをしているところでございますので、御理解いただければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

ユニバーサルサービスを無償にというお考えは、私もそのとおりだというふうに思います。

特に佐々町は、この間、大型の建設等々で財政的にはかなり厳しくなっているところがありますが、そういう中で、ことしの1月から中学校の給食を暫定的に無償化し、4月から恒久的に無償化の制度ということで予算を組まれたということについては、その取組については大いに評価をするところであります。

ただ、今のままにしておきますと、新たな矛盾も生まれます。町長もちょっと触れられましたけれども、例えば今3人の子どもさんがいる御家庭では、仮に中学校第1子の方が中学校3年生、第2子が小学校5年生、第3子が小学校4年生というふうにしますと、現状では、ことしは第1子と第3子は無料なんです。ところが、来年になると第1子が中学校卒業しちゃいますので、要するに2人目が第1子扱い、3人目が第2子扱いということで、今度は2人が、ことしは1人だけ払えばよかったのが、来年は2人分払わんといかんということになるんです。

基本的には全体を無償にすることが一番なんですけども、今のような問題も含めて、やっぱり第2子まで、第2子が、例えば一度第3子として無償になった人は、中学校卒業まで無償にするとか、そういうようなことも含めた、まさにだんだんよくなるというふうに希望が持てるような制度にしていくことが重要ではないかなというふうに思います。

あるいは、第1子の補助率を2割から更に上げるとか、第2子を4割から5割にするとか様々な手だてがあると思うんですが、やはり計画的に一度金2,500万円の支出をというのはなかなか厳しいとすれば、その刻んででも、例えば3か年計画でやるとか、そういう計画というのが立てられないものだろうかと思いますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、今、永田議員がおっしゃったように、現制度では、やはり小中学校に在籍する子どもというのが年齢順にいけば第1子、第2子としておりますので、子どもが中学校を卒業すると、小中学校に残った子どもの負担割合が増えるという、先ほど、今の御指摘で思っております。その対応について、我々も今後どうするのかというのは、やはり教育委員会を含めて研究をさせていただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

それでは、もう一点、材料費の高騰対策について。

いろんな資料を調べておりましたら、大変興味深い資料がありました。長野県に松川町という町があるんですけども、長野県は松川町と松川村と同じ松川で2つ町があるんです。松川町のほうなんですけど、ここでは、いわゆる農業振興予算から、学校給食用の野菜に補助金を出すという取組がやられているんだそうです。要するに、荒廃農地というか作付をしなくなった農地の新たな作付対策として、有機栽培の様々な野菜を作っておられるそうなんですけども、そういったものの販路として、学校給食に使うと。その分については、農業振興予算から補助金が出ているんだそうです。その補助金を学校給食のほうに回すという形で対応されていて、農家にとっても農地の活用ということは非常にいいし、学校にとっても予算を、今、給食予算が本当に足りないというふうに言われているわけです。各地で給食費の値上げがどんどん進んでいるという状況ですから、こういう中で、そういう取組がやられているという報道もありました。

特に無料で据え置くということ、一方で、本当に食材費が物すごく上がっていますから、もう給食費はメニューが立たないと、ちゃんとした栄養を確保するためにメニューが立たないというような話なんかが、このあいだも報道されておりました。

こういったものもぜひ、検討されてみてはどうだろうかというふうに思ひます。その点いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい御質問でございますけど、今まで本町としましては、町内産の野菜ということで、農産物の直売所を通して購入をしていたわけでございますけど、本年度から農産物直売所が、体制の見直しをしているということでございますので、学校への野菜というのは提供はしていないわけでございます。

まずは、今、永田議員がおっしゃいましたように、地元の農産物が安定供給できるかどうかというのをまずしなければ、これが頼んだ季節季節になかったら困るわけでございますので、そこら辺もずっと研究させていただいて、やはり町内産の野菜に対しての補助についても、今後どうするのかというのは研究させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

松川町の事例は一例なんですけれども、こういった考え方もあるということで、ぜひ参考にいただければというふうに思いました。

それでは、ぜひ学校給食費無償化については、次年度に向けての検討を改めて求めたいというふうに思います。

その上で、次にいきたいと思いますが、次は、同じ子育ての問題ですが、就学援助制度の拡充について、これも前回に続いて質問させていただきたいと思います。

特に、物価上昇の下で子育て世帯の負担というのは高まっているんですが、利用そのものは、就学援助制度の利用というのは、わずかに佐々町の場合伸びてきているんですけれども、なかなか広がらないというふうに考えています。

その中で、この間ちょっと資料を見ておりましたら、文部科学省が出している調査によると、就学援助の認定基準についてなんですけど、今、佐々町は生活保護費の1.2倍以下というふうになっているんですけれども、全国的には1.3倍以下と、1.3倍以上というふうに言ったらいいのか、1.3倍以下というのが全体で7割を超えた。要するに1.3、1.4、1.5を超えるというその部分が全体で7割を超えているんです。

それで、長崎県の就学援助の率も20%を超えているという数字が出ています。ところが、佐々町の場合は15%という到達で、所得の状況などを見ると、やはり佐々町の場合には、就学援助を受けていない方が非常に多いのではないかなということを感じるわけです。

現状で、例えば4人家族で所得金額278万円という基準があるんですけども、一つの目安として、これを給与換算にするとどの程度になるかということで、やはり実際の年収大体どの程度という数字がもう少しやっぱりクリアに出ていかないと、なかなか皆さんが申請しようというふうにならないのではないだろうかなというふうに思うのですが、申請したけどもどうせ駄目だというふうに、駄目だったらもう嫌な思いをしてまで申請したくないというふうに言われる方もいらっしゃるから、その嫌な思いというそのものが非常に問題だというふうに思うんですけども、これはやっぱり社会保障の一つの仕組みであり、要するに義務教育無償化という、子どもの言ってみれば、就学権を守るという意味でも、やっぱり非常に重要な制度だというふうに思うんですけども、これはだから、この問題というのをどのようにお考えか。教育長は前回も、今後とも努力をしていきたいと、周知については努力をしていきたいというふうにお答えになったんですが、この基準の問題についてはどのようにお考えかということについて、まず伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

本町の就学援助の状況でございますけれども、平成31年度から認定基準を1.2倍と改めたところなんです。その結果、令和5年は平成30年度に比べて就学援助認定数が2割ほど増加しています。これ、世帯換算です。

確かに議員御指摘のように、物価高騰は続いており、新聞によれば実質賃金は25か月減少と報道されておるところです。実態として生活が苦しくなっていることが推定されるというふうに思っております。校長会を通じて、スクールソーシャルワーカー等を活用して、困窮世帯には就学援助を進めるようにとの指示を行っているところでございます。

1. 3倍の変更については、今後検討していきたいと考えているところです。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

この1.3倍の基準というのは、いろんな意味合いがありまして、一方で物価が上がったり実質賃金下がったりというような状況があるんですけども、生活保護基準というのは、ずっと据え置かれたままなんです。生活保護基準も一時期引き下げられたことがあったりするので、だから、ここの辺りというのは、実質的にどうなのかということをよく詰めていただきたいなというふうに思いまして、ぜひ1.3倍の基準というのは、まず当面クリアできるのではないかなというふうに思いますので、詰めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

あわせて、一般に使われている準要保護という用語の使い方についてなんですが、いわゆる生活保護に準じるということに、そういう用語です。要するに、所得が低いことが自己責任という発想は、やっぱり変えていく必要があるんじゃないだろうかと。甲斐性がないというふうに言うんですけども、それは、社会が保障してきていないということだというふうに私は思うんです。であるならば、名称をいわゆる準要保護と言わずに、準要保護、括弧で、どちらを括弧にしてもいいんですけども、就学援助という言葉もちゃんとして文部科学省も使っているわけですから、ここを就学援助というのを、いろんな案内とかそういった中では、やっぱりしっかりそういう用語を使っていてはどうだろうか。

誰でも受けられると、要するに一定の基準に満たない収入の家庭は誰でも受けられるというものであるわけですから、そのことに対して障害があってはならないというふうに思うのですが、この件についても、ぜひ検討いただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

確かに、議員御指摘のように、案内の表題は、就学援助制度についてというふうにしておりますけれど、文中には、これは法律用語だという判断だと思いますけれど、準要保護というような表記がされております。これをどうかマイルドにできないか、このことについても再度検討を行ってまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

いわゆる就学援助という言葉は、せっかくタイトルに入れていただいているんですから、その言葉を一般的には活用すると、使うというふうにしてはどうだろうか。準要保護とあえて言わないということは、良いのではないかなというふうに思いますので、御検討いただきたいというふうに思います。

それでは、次にいきたいと思います。

一つは、町立保育所で、第2保育所で、ことし久しぶりに常勤職員の正規採用がありました。

当初、今年度は2名採用予定ということでお聞きしておりましたが、現実には1名の採用にとどまったということでもあります。今、保育士の確保というのは社会的にも注目が集まる仕事でありますし、自治体の保育士は、非常にそういった意味では求められるものというのは大きいというふうに思うんです。

だから、そういった意味では、人材を確保していくということは、今後の保育の質を担保していくという上でも、あるいは社会的要請に応えるという上でも、人材確保上は極めて重要だというふうに思っておりまして、この点について、今後の計画等についてはどのようにお考えなのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

保育士の採用といいますか、これについてはなかなか応募が少なくて難しいわけですが、令和6年度は、実務経験者ということで1名を採用いたしたわけですが、当初の計画では、実務経験者1名と新卒者を含めた24歳未満の方の1名ということで採用を予定していたわけですが、先ほど言われましたように2名を予定していたわけですが、若い24歳未満の方が応募がなかったということで、今年度改めて、令和7年度採用予定ということで1名を今募集しているところでございます。

また、令和8年度以降の採用計画としましては、今のところ未定でございますけど、保育の現場とよく協議をしながら、採用については計画をしていきたいと考えているところでございます。

先ほど言われますように、保育士の人材不足というのは、全国的にも大きな課題となっておりますわけですが、少子化に伴いまして、保育士を養成する短期大学などの入学者数も減少傾向にあるということをお聞きしておりまして、本町としましても、今後は県内の短期大学など保育士の養成校と、それから保育の現場と協働をしながら、実習指導とか人材育成に取り組みながら、地元からの保育人材の確保ということで、地域の保育力の向上につながるように、町内の保育園と養成学校の間関係を今後とも深めていって、それから人材確保をやっていかなければなかなか難しいと考えておりますので、そういう人材不足に対して、やはり対応をしなければならぬと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

やはり、特に新卒の保育士さんを採用する場合などというのは、やっぱりタイミングってすごく大事だというふうに思うんです。だから、そういった意味では、特別に公務員の保育士が人気がないというわけではないと思うんです。保育士全体が厳しいんですけども、公務員の保育士の場合はかなり人気が高いというふうに言われていますから、だから、そういった意味では、きちんと働きかければ効果は出るというふうに思うんです。

ですから、学校やそういったところに対する案内や、あるいは募集の仕方なんかについても、ぜひ、手だてをとって、やはり確実に若年層の確保というのを進めていく必要があるんじゃないだろうか。

前にも質問したことがあるんですけども、今の保育士さんたちはしばらく新卒の方が入っていないので、全体としては若い方が相対的に少ないんです。だから、やっぱり人材は屋根瓦

のようにずっと続いていかんといかんわけですから、そういった意味では、その人材をきちんと確保していくというのは、やっぱり非常に重要なんではないだろうかというふうに思っております。そういった方々が、保育の経験のある方々が実際に保育の行政実務のほうに入ってこられると、そういったことなんかもあっていいわけですから、そういった意味では、そういう人材をぜひ育成していくという点でも重要ではないだろうかというふうに思います。

ぜひとも計画的な採用というのを詰めていただきたいということを求めていると思います。

次に、保育児童の負担軽減の問題で少し、副食費の無償化の問題、これを今どのようにお考えになっているのか。前にも質問したことがあるんですけども、今のところ考えていないということだけだったんですが、例えば松浦市だとか近隣の町でも、3歳以上の副食費の無償化がやられているんですけども、今、保育料無償化というものの取組が全体進んでいるんですけども、佐々町の場合は、副食費の無償化というのはやっぱり当面は重要ではないかなというふうに思っておるんですけどもどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

副食費につきましては、町内保育園、4園あるわけでございますけど、これを統一した価格ということで4,800円を今徴収しているわけでございます。副食費の公定単価といいますか、国が定めた単価につきましては、令和6年4月に4,700円から4,800円に改定はされたわけでございます。令和4年度と令和5年度は、価格高騰重点支援地方交付金を活用しながら、物価高騰対策支援ということで行いながら、4,500円から副食費の価格の引上げは行わずに支援をしてきたわけでございますけど、国からの交付が令和6年度以降継続されるという見込みがなかなかないわけございまして、町独自の物価高騰対策支援を行うということが難しいのではないかと、今判断しているわけでございます。

副食費の無償化につきましては、保育料無償化を含めたところで、現在の佐々町における子育て支援施策の全体の見直しを行いながら、限られた財源をどのような施策へ配分できるかというのを、やはり関係課において協議を行っているわけでございます。

それと同時に、第3期の子ども・子育て支援事業計画を本年度に作成いたしますので、作成に当たっては、子育て世帯を対象としましたアンケートの実施や、それから、子ども子育ての会議の開催を予定しておりますので、そういったところからの意見も、子育て支援の施策として意見を賜りたいと考えておりますので、そういう方向性でどうするのかというのは、今後そういうことで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

今、お母さんというか保護者の方が働いていなくても、子どもさんを預かるとか、誰でも保育みたいなことが言われていたり、様々な子育てに関わる支援というのは、国をあげてやるというふうになっているんですけども、なかなか保育料無償化が3歳児から無償化というふうになったんですけど、この給食費だけが残っているんです。だから、実質的に保育料無償化になかなかならないと。もちろん言われるように、限られた財源をどのように使うのかということもまさにそのとおりで、非常に重要なテーマだというふうに思うんですけども、特にやつ

ぱり子育てについては、佐々町が県内でも、子どもさんの出生率では10万人当たりではトップというふうにも聞いておりますし、子どもの数では本当に子どもに優しい町という実態を、本当に実のあるものにしていく上で、ぜひ前向きの検討を求めているというふうに思います。それでは、次に、防災対策についてお伺いしたいというふうに思います。

ことしも梅雨がもう秒読みと、来週から梅雨入りかというふうに言われておりますけども、風水害の季節を迎えまして、防災・減災の取組状況について、ぜひ伺っておきたいと思います。

あわせて、能登半島地震など、この間の災害から学ぶことについて、どういったことが検討されているのだろうかということで、まずお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

避難訓練を含めた防災訓練については、これまで幾つか町内会と連携しながら実施してまいったわけですが、連携が十分ではなく、多くの町内会でまだ実施ができていない状況でございます。

今後は、各町内会との調整をさせていただきながら、訓練を実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、避難所の改善について、ここ数年、台風の際に数回、両小学校それから地域交流センターなどを避難所として開設したり、大雨の際には町の公民館のみを開設しているところでございます。町の公民館を避難所として開設した際に、苦情等はお聞きはしていないわけですが、やはり大規模災害が発生した場合には、町民体育館とか、それから文化会館など開設する場合もあろうかと思っているわけでございます。そのような大規模災害が発生した場合に、各自治体で発生した災害で浮かび上がった避難所の課題に対しまして、本町で対応できていない部分もたくさんあるわけでございます。

主なものでいうと、入浴、洗濯などの環境の整備とか、それから、DMATなどの医療支援の受入れなどを解決しなければならない課題が多数あるんじゃないかと思っているわけでございます。

全国的にも徐々ではありますが、トイレカーの整備も進んでいるとお聞きしておりますので、また、町民体育館を避難所として開設する場合には、やはり空調設備も課題になってくるんじゃないかと思っています。

今後、このような課題解決に向けて、町としましても、やはり早く一つずつ解決しながら、大規模災害に備えなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

課題等について、入浴や洗濯や医療支援の受入れ等について課題が残っていると、あるいは体育館などの空調などの課題もあるということなんですが、こうした取組というのは、今後どのように整備していくのかということについては、どなたが、どこが中心になってやっていけるのか、今のところは消防防災の担当の総務課が担当というふうにお聞きしておったんですが、これまで私はぜひ、防災・減災そういった問題について、専任で当たる部署というのを作るべきではないかということを申し上げてきたんですが、人員的になかなか厳しいということで進んでおりません。

ただ、課題はなかなか待ってくれない課題でもありますので、どのように進めるかというのは非常に重要なことというふうに思います。いろいろ悩まれる点もあるかと思うんですが、どのように今後進めていこうとされているのか、ぜひ、原課の状況などもお話しいただければと思います。総務課長のほうからお答えいただければいいですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど申しましたように、近年の大災害というのは、全国的に大規模な災害が頻発しておりまして、やはり防災対策というのは大変重要ではないかと考えているところでございます。

以前、共同通信などが全国の市町村を対象といたしましたアンケートによると、防災の専任職員がいない割合というのが20%いるということで、各町ですが、特に小規模自治体においては、慢性的な人材が不足しているということで、ほかの業務を兼任しながらということをやっているわけでございますけど、本町においても同様な状況となっているわけでございます。

以前から、消防庁から報告されました、小規模市町村における災害の初動をどうするのか、対応力の向上ということで、課題の整理をしてくれということで来ておりまして、やはり防災専任の職員というのがいないということで、日頃からの防災対策の準備の不足とか訓練不足などが、災害発生時の対応能力に課題が残るのではないかと考えてございます。

やはり本町の職員個人の課題としまして、災害の意識、それから知識、経験、習熟が不十分であるということと、それから組織の課題としましては、情報の共有の仕組みが不備であるということでございまして、やはり人員不足が防災対策の脆弱さにつながっているのではないかと考えているわけでございます。

本町においても防災対策を強化していくためには、やはり専任職員の配置とか班体制の整備、職員の養成というのが必要だと考えているわけでございますけど、しかしながら、職員の早期退職などもありまして、専任職員の配置というのはなかなか難しい状況もあるわけでございます。

やはり専任職員の配置については、ほかの業務でも専任職員の配置が必要ではないかと考えられる業務もありますので、全体的にその方法をどうするのかというのは、総合的に考えていかなきゃならないと思っていますし、ただ一方では、災害対応の担当課だけでなく、全職員が災害がいつ何時起こるか分からないという認識、これはやはり持ってもらうなければ、意識を持つというのが大変重要ではないかと考えておりますので、今後とも防災訓練などを通じて、全職員の意識とか知識の向上に努めていかなければならないと思っていますので、そして、やはり住民の安全安心を確保しなければならないということで考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

どちらにしても、防災対策の専門職員については、考えていかなきゃならないと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

あわせて、事前に通告しておりましたが、ため池防災の状況について、以前に質問したときに、当面对応しているのは3か所というふうにおっしゃったかと思いますが、全体でまだ具体的な手がついていないところが全体の7割、8割残っている。30か所のうち3か所はたしか手

がついていたというふうに言われたかと思うんですけど、今後なかなか進まないという、年単位でやっても毎年1か所とかって、そういう単位では進んでいないんです。

だから、この防災ってなかなか待ってくれない課題だから、そういった意味では、やっぱり危険箇所については、ずっと定期点検とかされているというふうに思うんですが、特に私も私の地元であります、上里ため池などについては、利用状況などこのあいだもいろいろお聞きしたら、要するにかんがい用のため池としては、ほとんど機能していないという状況も明らかになっているんです。リスクだけが残るようなら、そういうため池は廃止するとか、そういったことも含めて検討していく必要があるんじゃないだろうかというふうに思うんですが。ため池防災の現状と今後についてお話しいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員が御質問でありました農業用のため池への防災工事についてですけど、なかなか進まないということで、防災の重点用農業ため池としましては、38ため池の指定を受けているわけございまして、そのうちの3ため池だけにつきましては、ため池の堤体の整備というのが全部終わっているわけございまして、今後の予定でございますけど、2つのため池が令和8年度の事業採択に向けて今取り組んでいるところでございまして、令和5年から県事業で現地調査業務を行っているところでありまして、現在見通しといたしましては、令和8年度に事業採択の申請・実施設計を行いながら、令和9年度に工事の着手ということになっているわけございまして、未整備が33ため池となりますので、先ほどお話がありましたように、ため池の整備を進めていく中で、ため池が使用されなくなったというのは、利用しないため池があるわけございまして、それについてのため池の廃止ができるのか、まだ分からないわけございまして、協議についても、やはりため池の受益者さんがいらっしゃいますので、協議を行うように進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

あえて廃止できるかどうかということで、要するに、上里ため池の場合は、いわゆるかんがいとして使っている方というのが現実にはないんです。実際にその水系から水を取っている方というのはいらっしゃるんですけど、ため池から直接はもう引けない、水質が悪化して、ため池の水を田んぼに引くことはできないという状況になっているんです。しゅんせつもしていないので、非常に夏場腐敗臭もするし、堤体自身も非常に堤の土手、もうやっぱりかなり劣化しているところもあって、その下にある旧第一保育所それから町立診療所、あの地域が言ってみれば、ため池の川下になって、要するに災害の危険のある地域というふうになってしまうんです。

ですから、リスクだけが残っているような状況なんです。要するに、歴史的に果たしてきた役割は非常に大きいんですけど、あの上里ため池というのは、そういった意味ではその地域的にはもう使命は終わったというふうに、私自身は考えるところでありますので、ぜひ内容については御検討いただきたいというふうに思います。

あわせて、やはり先の問題とも関わるんですけども、体制はなかなか厳しいのですけれども、やはり防災の課題というのは、先ほど町長のほうからもたくさんの課題というか、現状認

識については、かなり深めたお話をいただきましたが、いずれにしても、その災害の対応、防災あるいは減災の対応というのは、絶対後戻りが許されない課題だというふうに私は思うんです。少しずつでも前進させていかないといけないということで、リスクの目というのはもう見えるところから一つずつでも消していかないといけないというふうに私は思います。

そういう点でいうと、担当者がいないからといって後回しにはできない課題だと思いますので、そういった意味では、やはり防災の課題というのは少し、役場内でも、ぜひ皆さんでやっぱり対応についての詰め方というのを、やっぱり防災の視点からどうなのかと、一つずつの事業が防災の視点からどうなのかという点で、やはり見直していく時期に入っているのではないだろうかということを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、最後に、くらし・福祉の充実について、2点お伺いしたいと思います。

一つは、毎回のように言っておりますが、町内交通の改善に向けた取組なんですけど、今、運転手不足が本当に大変な状況になっていて、バス路線の廃止だとか、そういったのが続いたり、先ほどもちょっと申し上げましたが、西肥バスもかなり大幅な運賃値上げがきたりということで、やっぱり運転手不足の最大の原因というのは、業務の厳しさに対して処遇が低すぎると、その仕事で、だから運転手の成り手がいないというのが最大の問題ではないだろうかというふうに思います。

残業時間の規制というふうに言われたんですが、運転手をしておられた方に聞いたんですけども「冗談じゃない。」と。「残業時間を規制されたら、残業で稼いでいた分が稼げなくなるじゃないか。」と。もともと給料が安いのにそんな給料でやってられないということで、職を離れる人もいるというふうな現状なんです。それはやっぱり、現状をこういうところに求めるわけにはいかないと。

一方で、私たちは高齢者の外出支援の問題や、あるいは買物支援の問題や通学児童生徒の安全保障、それから通院などの住みよいまちづくり、様々な交通の課題というのを抱えているわけです。だから、こういった課題というのをどのように整理されていくのかということが、道筋がなかなか見えない。

今、佐々町では高齢者の外出支援のタクシーの運賃の半額補助というのをやってきたわけです。これはかなり県下でも先進的な取組だったというふうに思いますし、やってきて、現実には1か月に8枚、1年間に96枚のチケットが対象者に配られる。75歳以上の全ての方が対象ですから、そういった状況です。現実には、大体対象者の半数ぐらいの方が申請をされて、そして受け取ったチケットが大体更に半数ぐらいが使われているというのが、概略としての認識なんですけども、これで賄えない部分というのはやっぱりあるのだということは御承知のとおりだと思うんですけども、そこをどのように埋めていこうとされているのか。これについて私は、町内循環バスですって言うてきたんですけど、どうもそれだけではうまくいかないというふうに思いますので、なかなか町がやるというふうに言わないからですね、具体的にどういう手だてで今のある課題を解決していくんだらうかと。

例えば、通学児童の安全確保の問題です。そういった意味では、よその町では例えばスクールバスからでも、スクールバスはやっているというところがあります。そういった意味では時間帯も限られているし、人数も限られているわけだから、そんなにたくさんの費用と手間をかけなくても対応できる課題ではないかなと思うんです。

だから、そういった点では、例えばそういったところからでも始めるということができないんだらうかということをおもうんです。確論的に具体的に手を打っていくことによって、じゃあ総合的にどんなことができるのかということが見えてくるというそういう、考え方もあらうかと思うんです。

確かに、多額の投資をしていろんなことを始めたけども、利用者が少なくて役に立たないという自治体もそういう経験も聞いていますから、そのニーズの高いところから始めるというの

は、あながち悪いことではないというふうに思いますし、そういった点での検討はいかがなものか。問題は、そういった町民の困り事に対して、やっぱり行政としてどう対応していくかという姿勢の問題だと思うんですがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

誰でも乗れる町内循環バスということで、それが一番いいかも分からないわけですが、今本町では高齢者の個々のニーズに応じた移動支援ということで、先ほど永田議員がおっしゃったように、半額助成のタクシー券とか、それから社会福祉協議会と介護事業所の無料の移動支援の「ぷらっと」移動支援というのがございますが、そちらを活用していただきながら、それ以外の交通弱者につきましては、やはり公共機関との兼ね合いもあるわけですので、研究はさせていただきたいと思っております。ただ、今、バスがまず間引き運転されて、それから鉄道も値上がりし、バスも値上がりしたということで、今後どういう交通形態をやれば一番、住民の方に高齢者の移動支援をするのが一番いいのかというのは、なかなか分からないわけですが、デマンドタクシーも今走っているということも、我々もよく知っていますし、タクシーで行けばドア・ツー・ドアということが出来るわけですが、先ほどお話がありましたように、バスを利用して通学も一緒に兼ねた方向性、それもあるし、いろいろなことがあると思います。

それから、デマンドタクシーでもタクシー運転手を確保できるのかということもありますし、どれくらいお金がかかるのかということもあります。そういういろんなことを研究して、方向性を出さなければならないと思っていますけど、何しろ、一回前も試算したんですけど、何千万円ってかかるわけです、年間の費用が。それを簡単に維持できるのかということです。タクシー料金も100円ぐらい取れてやっても、なかなか赤字の補填はできないということが、試算をしておりますけどなかなか難しい。だから、タクシーでやったらどうか、ドア・ツー・ドアでやったらどうかということで、こういうようになった経過がございますので、やはり今後どうするのかというのは十分、公共交通機関との兼ね合いというのを踏まえながら、町として引き続き研究をさせていただきたいと思っておりますので、それしかなかうか答えができないんですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

この問題を取り上げてから、大体7年目に入ったんですけど、ことしで。率直に申し上げると、やっぱりタクシーチケットの支援については、これはやっぱり前進した面と若干一部負担が増えたというマイナスの面もありはするんですけども、トータルとしては前進したというふうに思っているんです。

ただ、それ以外の課題については、ほとんど変化がないというか進んでいない。それは、だんだんやっぱりリスクが大きくなっていくのではないだろうか。やっぱりこれから佐々町もいよいよ本格的な超高齢時代に入っていくわけで、そういう問題と、それから子育ての問題というのは、両方あるわけです。佐々町、これからは子どもの数というのはそんなに減らないという見通しですから、だから、そういった意味では、子どもの通学の安全だとかということは、非常にますます重要になってくるのではないだろうかというふうに思いますし、そういった意

味では、その町内交通で、まず交通弱者への支援という問題と、それから、いわゆる経済的な支援という問題と、こう分けて整理していく必要があるんじゃないだろうかというふうに思っております。

各地の自治体が最も重要な課題の一つに挙げて研究している課題なので、これはやっぱり移動支援というのは極めて重要なテーマではないだろうかというふうに思います。

例えば、最近話題になった宇都宮の何とか交通、要するに電車ですね。そういうやつだとか、福井県の市内の交通だとか、こういったものが非常に注目されているんですけど、もっと細かいところで、やっぱりたくさん取組んでやられていますから、そういった意味では、どうしてもやっぱり避けて通ることのできない課題なんだなということを考えているところでございます。

最後に、きこえの支援の問題について。

改めて、難聴が認知症との因果関係があるということが、最近も明らかになり広く知られてきたという状況でありまして、生活改善のために補聴器の支援というのは非常に重要だと。

日本では、いわゆる耳が聞こえないということは、障がいというふうに捉えてきたんですけども、欧米では医療の対象として、耳が難聴の対応というのはされてきたということで、補聴器の普及率というのは、日本の場合、非常に欧米と比べて低いというふうに言われています。

だから、値段も高いから、なかなか使えないという方も多くおられて、非常に問題があるんですけども、片方の耳だけしか、高いので半分しか買えませんという方もおられるんですけども、これはあまり良くないんだそうです。やっぱり両方一緒にちゃんと補聴器というのは付けて、そしてやっぱりバランスをとっていくというのは重要だというふうに言われているそうでございます。

そういった背景の下で、この3月10日に町としてやられたきこえの支援の取組についてのその結果について、どのような結果が出たのか、今後の課題というのはどういうものがあるのかということについて伺いたいというふうにまず思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

3月の定例会におきまして同様の質問があったということで、認識しているわけでございますけど、先ほど永田議員がおっしゃいましたように、3月10日に多世代包括支援センターの主催によりまして、健康食育フェアの中で、きこえの相談会というのを実施する旨お答えをしておりました。

当日は13名の方が相談を受けられたということで、お見えになったということで、認定補聴器技能者の御協力のもとに、聞く力の測定を行いまして、1人当たり10分から15分程度でしたが、各個人の難聴レベルに応じた相談を行ったということでお聞きをしているところでございます。

また、相談会のほかに、5月23日に、水道町内会の地域サロンの中でも、補聴器の認定の技能者によりまして、耳の仕組みとか補聴器の説明など、耳に関する講話というのを開催されたということで、当日は16名の参加があったということでお聞きしております。

こういった相談会などをきっかけに、難聴に対する理解を深めいただきながら、耳鼻科等への早期受診とか補聴器の購入など、検討につながればということで考えておりますので、今後も地域サロンなどで、高齢者が集まる場所において、耳の仕組みについての講話を続けていく予定でありまして、あわせて助成制度につきましても、他自治体を参考に制度設計の研究を行いながら、令和7年度の制度開始の目標としていきたいと考えておりますので、よろしく

お願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）
令和7年度からの実施を目標に進めるという。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
研究をしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）
それでは、時間がありませんので、ぜひ次年度以降の実施に向けた取組を期待して、質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、4 番、永田勝美議員の一般質問を終わります。
10分まで暫時休憩といたします。

（13時59分 休憩）

（14時09分 再開）

— 日程第6 一般質問（横田 博茂 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、3 番、横田博茂議員の発言を許可します。
3 番。

3 番（横田 博茂 君）
皆さん、こんにちは。3 番、横田です。6 月 1 日、2 日に行われた花菖蒲・うなぎまつりは大変盛況でした。町内外から多数の方に喜んでいただいたと思います。それを支えたのが商工会をはじめ、担当課の皆さんの努力だと思います。特にテレビなどの攻めの広告・広報活動に関しては非常に良い出来でした。来年も頑張りたいと思っています。

それでは、本日は通告書に基づき、給食センター建設計画についてから質問させていただきます。

この件に関しましては、1 年近く委員会にも提案されておきませんので、一般質問という形でお伺いしていきたいと思っています。

この計画は、平成27年4 月頃から始まり、着実に議論を重ねた後、令和元年9 月には全員協

議会でも議論され、その時に工事目標を令和3年度と決定されています。

教育長にお伺いいたします。ここまでの経緯に関して思い違いなどございませんでしょうか、お聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、平成27年4月に佐々町行政経営改革委員会より、佐々町立小中学校における今後の学校給食の在り方についての答申がなされました。この答申に従って、給食センター建設を目指すことになったという経緯がございます。この答申を受けて、令和元年に、佐々町学校給食施設建設基本方針を作成し、議会に給食センター建設の必要性や予定される建設費、建設候補地について説明をいたしました。当時は、北部グラウンドを候補地として、令和3年度に着工という予定を持っておりました。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

給食センターの建設計画に至ったきっかけとなる考え方は、どのようなことだったのか。
また、給食センターの必要性を教育長にお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

給食センターの建設に至ったきっかけとなる考え方は、答申では、現在の自校方式をセンター方式にという答申を頂いたところです。

主な理由といたしましては、施設の老朽化、また、学校給食衛生管理基準への対応、アレルギー食等への対応でございました。現在抱えるそういった様々な課題を解決するためには、給食センターは必要だと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

全員協議会後の令和元年11月と翌1月か2月には建設計画の地元説明会を開かれています。議員になる前の話ですので、資料を持ち合わせておらず詳細が分かりませんが、地元住民に反対されたと聞いています。

センターの必要性は、先の質問でお伺いいたしましたが、非常に重要であり真摯に取り組むべきことです。ですが、必要があるから計画したにもかかわらず、なぜか2回ほどで説明会をやめておられます。

教育長にお伺いします。反対された方たちの気持ちをもっとくみ取りながら対策を講じ、繰

り返し説明会を開催しなかったその理由を分かりやすい説明で求めます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

当初、北部グラウンドを候補地として、令和元年11月13日に、地元町内会への説明会を開催し、令和2年1月27日に、再度の地元説明会を開催いたしました。2度の説明会では、給食センター敷地外の有効活用も含めて、地元の方々の御理解を得ようとしていましたが、グラウンドを残したいという地元の方の思いが強く、御理解を得ることができず、北部グラウンドでの給食センターの建設は断念せざるを得ないと結論に達したところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

給食センター建設計画は相当な時間を要しています。必要性が高い計画にもかかわらず実現しないのであれば、その長きにわたる時間的な責任を問われてもやむを得ないのではないのでしょうか。少なくとも私が議員になってから、場所の選定には意見が出ましたが、議会が建設に反対したということはありません。

説明会を行った令和元年がスタートと仮定すると、小学1年生であれば6年生です。

食物アレルギーを持つ生徒がおり、そのような生徒にも対応するためにセンターが必要だっと思いますが、そのような生徒に対して、この期間どのような対応を行っていたのか、教育長にお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

アレルギー対応についてでございますが、平成27年2月に佐々町におけるアレルギー食対応に係る希望者等への対応手順を作成し、平成27年3月に佐々町学校給食アレルギー食対応に係る保護者説明会を開催し、希望なされる方に、原則として食物アレルギーを持つ生徒には除去食で対応することにし、一部については代替食対応も可ということで実施をしておりました。

しかし、その後、平成29年1月に対応手順を改訂し、全児童生徒にアレルギーの有無を調査し、そして、アレルギー食対応が必要な保護者については、全員、個別面談を実施して、個別取組プランを作成し、除去食のみでの対応としたところです。

さらに、令和5年9月に対応の手順を見直し、佐々町立学校における食物アレルギー対応マニュアル・異物混入対応ガイドラインを策定し、対応をしているところでございます。

食物アレルギー対応については、ソフト面では十分に対応できているというふうに考えておりますけれど、専用の調理室がないというハード面での対応の不十分さがあるのが現状でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

令和5年建設着工予定と常任委員会での報告が、令和4年2月にありました。その後8月には、事業費、建築費の高騰を理由に、令和6年度建築の着工を目指すと変更されています。

教育長にお伺いいたします。令和6年度となりましたが、今年度実行に移されるのかお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

当初、建設費は当時の同規模施設から推定して7億円程度というふうに試算をしておったところでございます。

ところが、令和4年度に建設された県内の同規模施設は20億円近い建設費となったということでございます。これは、聞き取り調査も行いましたが、やはり非常に高額であるということ。また、文部科学省からの補助金は非常に少なく、財政的に厳しい状況かなと思っています。

昨年度は、町有の未利用地のみならず、公園用地も含めて内部で協議しましたが、これという候補地の確定に至らず、令和6年度の着工は困難な状況でございます。申し訳ありません。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

北部グラウンドの計画が破綻したあと、代替案を議会にも提示されましたが、計画を進め説明会まで発展したことはありません。期待されている町民への真摯な態度とは言い難いと感じています。

また、判断が遅れ寝かせたことで、大幅な財政負担を背負うことになったのは明確です。計画実行の判断が遅れたことに責任は感じておられますか。

教育長にお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

先に回答いたしましたように、給食センター建設に関わる答申が出て9年が経過しております。その間に幾つかの候補地について対応はしてきたものの、決定できずにいることについて、本当に申し訳なく思っているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

大型事業が進行している中、財政状態を考えたときにちゅうちょされることは理解しますし、

財源の調整も必要になってくることでしょう。私自身は自校方式でも良いのではと思った時期があります。しかし、このように計画が遅れてきますと、3校の建物や器具の更新、職員の労働環境改善を考えた場合、やはりセンター建設は必要だと思います。

そして、町長は、4大事業を公約として当選された経緯があります。現在、3つの事業に取り組み、残り1つです。

町長にお伺いいたします。残りの任期が約1年となっております。建設に着手されるお気持ちはあるのかお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど教育長もお話ししましたように、計画の遅れについては、私も同様に大変皆さん方に申し訳なく、責任を今感じているところでございます。

学校給食の現状を見ると、先ほど教育長からもお話がありましたように、早期に建設しなければならないという認識はあるわけでございます。建設候補地を絞りきれない状況等もありますし、それからもう一つは、やはり財政状況でございます。先ほどお話がありましたように、7億円から20億円という建設費の増加でございまして、これは、2024年の働き方改革、それからウクライナ情勢による石油等の物価高騰、それから、それに対する材料とか、それから値上げとか、いろんな面で物価高騰しているということで、かなり厳しい状況になるわけでございます。

それで、本町では今、令和10年度に向けて、中期財政計画を立てています。それで、これを秋ぐらいには皆さん方に、財政計画をお示ししてやっていきたいと考えておりまして、その中で給食センターはどうするのか、どこに入れるのかというのも、やはり皆さん方にお示しをさせていただきたいと考えておりますので、今後とも、教育委員会とも連携した取組、それから皆さん方にもお話ししながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

社会情勢や財政状況の件はよく分かります。そして、お気持ちも理解します。しかし、できるかできないかではなく、やる気があるのかどうか、ないのかということをお聞きしております。そこがはっきり伝わってはきません。やるという気持ちが明確にあれば前進できるのです。目標達成するために考えられることを解決に向け行動に移せるからです。逆にやる気に迷いがあれば問題が明確化せず、一向に先には進めません。よって、現在の状態は後者のほう、例えるなら足踏み状態であると言えます。少しずつでもしっかりと前進することには価値があります。

先ほど9月でしたか、そのときまでお待ちはしますけれども、やるという公約でありましたので、任期中、ぜひ給食センターの建設に向けて過程を加速していただきたいと思います。

また、議員にできることがあるようでしたらお声かけをお願いいたします。精いっぱい尽力させていただこうと考えておりますけれども、何か回答があればお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
建設をしなければならないという認識はありますので、我々としても進めたいと思っております。

ただし、今先ほど申しましたように、今、中期財政計画を秋に向けて税財政課のほうに作らせています。これは、令和10年度までの中期計画を立てる予定でございまして、秋に皆さん方にお示ししながら、この給食センターをどうするのかというのは、そのときにまたお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）
では、次の質問に入ります。

通告書2にあります、不登校児童生徒（引きこもり）の対応についてお聞きします。

文部科学省の令和4年度調査によれば、全国で不登校児童生徒は約29万9,000人の小中学校生がいて、前年度から5万4,000人も増加しており、不登校児童生徒は10年連続で増加しているとあります。

教育長にお伺いいたします。佐々町の小中学校において、不登校児童生徒が何名ほどいるのかお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）
御質問のことですが、令和5年度の実態として、不登校の児童生徒、年間30日以上欠席でございしますが、小学校で1.8%、17人、中学校で9.0%、47人、小中学校合計で58人という人数でございします。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）
では、小中学校における不登校児童生徒への対応と、そうならないための対策はどのようなことをされているのか、教育長にお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）
少し長くなりますが、ちょっと全国の傾向とは違って、本町では、平成23年から27年度にかけて、不登校者の割合が全国、県を上回るというような状況がございました。不登校になった

あとの対応では解決が難しいという考え方から、むしろ不登校になる前の対応を行うことが大切と考え、平成27年から、個々の児童生徒の学級満足度尺度、学級にどれだけ満足しているかということでございます。それから、学校生活意欲尺度、学校生活に意欲的に取り組んでいるかということでございます。そういうことが分かる心理検査、hyper-QUを年に2回実施し、不登校になる可能性が高い児童生徒への教育相談の実施等により、手厚い関わりを行ってまいりました。

その結果、平成28年度から元年にかけては、確実に低下傾向がございました。しかし、令和2年からは再び急激な増加というふうになっております。学校が突然荒れたわけでもなく、hyper-QUの活用も適正に行われているにもかかわらず増加したのは、やはり新型コロナウイルス感染症対策として学級閉鎖が相次いだことや、療養のために2週間学校を休むというようなことで、学校の各種活動の中止や縮小されたことによる活動の意欲の低下や、生活のリズムの乱れが大きな要因ではなかったかなというふうに思っております。言ってしまうと、hyper-QUにかかるような心理的な予兆はなく、ポコンと休んでいくというような状況が続いてきた。

そこで、対応の一つとしては、hyper-QUを活用した、不登校になる前の関わりを継続して充実すること。それから、どうしても今度は不登校になった子を、どう学校に戻すかということにも力点を置かなければならないということから、不登校になった児童生徒の関わりをより密接にするために、民生委員さん等を中心に設置した、週2回開催される「フリースペースなずな」への参加を出席扱いといたしました。少しでも家庭から外へという考え方でございます。

また、校内支援センターとして、ステップルームを全小中学校に開設。いわゆる学校には行けるけれど、教室には入れないということの学びの場の確保ということで、ステップルームを開設いたしました。

中学校については、以前からあったものを教室を拡充したところです。

それとともに、教師だけでの対応には、授業をやりながらですから限界があるということで、NPOから派遣された支援員を活用し、児童生徒への関わりをより密にするということもいたしました。

また、本年度からは、令和5年度の取組を継続するとともに、心の教師相談員の勤務日を小学校1日、中学校を2日増加し、ステップルームに関わるようにいたしました。いわゆる別室登校している子どもたちを少しでも教室に戻すという取組を充実するというところでございます。

さらに佐世保市の青少年センターの学校適応指導教室「あすなろ」と申しますけど、これの支店と言いますか、サテライト教室を週1回開催しておるところでございます。

それから、もう一つ力を入れたいのが、3つ目として、日頃の学校生活が楽しい、充実していると感じられるような授業や学校行事の工夫改善を進めているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

では、教育長にまたお聞きします。保護者との連携の取り方はどのような内容でしょうか。家庭訪問などされているのでしょうか、詳しくお聞かせ願えればと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、保護者の連携については、児童生徒個人々の状況が違うことから、家庭訪問や来校していただいた面談が中心ということになります。

しかし、不登校児童生徒に対する家庭訪問は難しいところもございます。初期の頃は悩みを聞くということが中心になりますが、段々本人が殻に閉じこもるような状態になると、あまり頻繁であったり、原因追及や登校刺激を与えすぎると、かえって追い込んでしまうということもございます。そのようなときは、保護者を通じて声をかけたり、手紙を書いたり、また何気ない形で話に行ったりというような形、また、担任だけではなく、他の職員が声がけ訪問をしたりして本人の気持ちを解きほぐすということをしております。

また、なずなに通う児童生徒の保護者を中心に保護者会ができ、2回ほど民生委員さんたちも含めて代表の方と懇談をいたしました。

今後とも継続して連携を深めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

確実にこの社会問題には目を背けることはできないと思っております。放っておけば増加の一途をたどることになるでしょう。しかし、このような不登校児童生徒の問題は、学校や教育委員会だけで対応し解決できるものでしょうか。また、学校や教育委員会だけで対応しなければならぬことでしょうか。学校のことは、学校や委員会でやるのが当然という考え方は捨てるべきです。効果的な共通の克服方法もないのですから、学校ばかりではなく、町民の力もお借りしながらゆっくりと時間をかけ、寄り添う支援という温かい気持ちで向き合うことしかないのではと考えています。

令和3年5月から佐々町総合福祉センター2階で話を聞いてくれる、安心できる場所の提供をしようとするフリースペースなずなという名称で、居場所を民生委員の有志によって開所されています。このような民間のボランティア活動は、不登校やひきこもり克服のための一助となり、学校や保護者にとっても大いに助ける活動をされているのではないのでしょうか。

教育長にお伺いいたします。なずなの活動状況はよく御存じであると思います。どのようなお気持ちで見ておられますか。教育長の見解をお聞かせください。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

端的に申しまして感謝しております。本当にありがたいことだというふうに思っているところでございます。

以前から、教育委員会としては、佐々町不登校支援対策委員会というのをもちまして、民生委員さんも含めて対策を練っておったところですが、どうしても個々の生徒に対応しなければこれは難しい。議員御指摘のように、学校だけ、教育委員会だけという範ちゅうではないと思っております。そういったところに、民生委員さんたちを中心とするフリースペースなずなが

活動していただけるということは、非常に心強いところでございます。

児童生徒が元気に学校に通ってくれることが一番だとは思っておりますけれど、不登校になった児童生徒がそのまま引きこもってしまうということは、避けなければならないというふうに思っておるところでございます。

単純に区分けすることは難しいと思いますが、なずなが引きこもりの防止、サテライトあすなろが、勉強はしたいけど学校に行けない児童生徒、ステップルームが、学校には行けるけど学級に入れない児童生徒を対象として、無理をすることは禁物でございますけれど、通常の学校生活に戻るステップを踏ませることができればと考えておりますし、今登校できないからといって将来、社会に出て社会性がないとかそういうことにならないように、子どもたち一人一人に寄り添っていただく方がいらっしゃるということは、非常にうれしいことだなというふうに思っているところです。本当にありがとうございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（横田 博茂 君）

フリースペースなずなの令和5年度の実績では、開所回数が108回に対し、通所延べ人数780名、通所相談者数が40件であり、開設された令和3年度から増加の一途をたどっています。このうち、特質すべきはスタッフの稼働延べ人数です。令和5年度実績で698名となっています。

通所する人数と比例して、多くのスタッフが必要となっています。この方たちの働きは無償であり、半日の活動で400円、1日で800円の費用弁償だけ支給されています。

収支を見ますと、町の助成金として50万円の収入がありますが、ほかは企業や個人からの寄附であり、人件費を削ることでどうにか成り立たせている状況だと見てとれます。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。とは言っても、無報酬のボランティアです。民生委員としての報酬があるわけではないのです。利用者数が年々増加していることなどを勘案しますと、ボランティア活動とはいえ、活動に対して、しっかりと目を向けた金銭的支援が必要であると感じています。助成を増額していただきたいのです。この活動は現在必要不可欠であり、継続のためにも支援すべきです。

町長にお伺いします。学校以外にこのような克服を促す事業内容で、児童生徒のために無償で活動されている団体が佐々町でほかにあるのでしょうか。この活動の継続支援のため、町長の判断を伺いたいで回答を求めます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

フリースペースなずなの活動につきましては、令和3年度から開始されていまして、現在4年目ということでお聞きをしているところでございます。

活動内容につきましては、毎週月曜日と木曜日の午前10時から午後3時まで、福祉センターの2階の和室で、引きこもりとか不登校などの一時的に登校が難しくなった子どもたちの居場所づくりが行われておりまして、1日当たり約10人の方が利用されているということでございまして、フリースペースなずなの活動は、町が令和5年度に策定いたしました、佐々町保健福祉総合計画の基本方針の一つでもあります「多様性を喜んで受け入れるやさしい町づくり」というのを目指しながら、多様性に応じた居場所づくりというのがありまして、なくてはならな

い活動でありますので、町といたしましても、支援を継続していきたいと考えているところでございまして、これまで、町の運営支援というのが、先ほど運営開始から2年目になる、令和4年度から50万円の団体運営費の補助金を交付しているわけでございますけど、議員の御指摘のとおり、なずなの財政状況というのは、大変厳しい状況にあるということは認識しておりますし、今年度からスタッフが行っている活動というのを、ボランティアポイントを対象としまして、補助金に追加した支援を行っているところでございます。

来年度以降の運営支援につきましては、今年度追加しました支援策と、それから補助金の使途の状況を見ながら、十分検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

ボランティアポイントを対象としというくだりがありましたけれども、どなたか担当者の方でも結構です。ボランティアポイントのどのような仕組みなのか、もう少し詳しくお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

議員御指摘のボランティアポイントにつきましては、ボランティア活動を通じまして地域貢献することを奨励、支援する制度であります。佐々町ボランティア活動に登録された方に対して、1時間200円のポイントを付与しております。町の保健福祉に関する計画に基づく活動団体、事業所を対象としておりますので、現在、元気カフェぷらっと、フリースペースなずな様、認知症カフェなどにポイントのほうを、ボランティア活動されている方に付与しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

今年度からボランティアポイントの対象とされたことで、活動に対し理解を示していただけているのかなあと思います。それによって、個人においては、今までの活動より数百円程度でしょうか、上がるのかなと理解はしましたけれども、正直なところもう少しできるのではという感想です。

商売をしている方なら何となく分かる話なのですがけれども、事業開始から3年、4年目という節目は、継続か断念するかという経営に行き詰まる非常に重要な期間です。だからこそ今が重要なのです。このような団体活動は、いずれ法人化され、補助金の交付を受け、独立して運営していくことになるのではと期待しています。ただ、そこに行き着くまでには、幾つものハードルを超える必要が出てきます。だからこそ、その期間の継続を支える支援の必要性の話をさせていただいているわけです。このことは、子どもたちの未来への投資であるといえます。

また、多世代包括支援センターは、町民の様々な活動を支援されていますが、何年にもわた

り、支援していくのは大変なことです。支援の継続は、複数あればあるほど業務過多につながります。育ったら独立を促していくことも重要な支援だと思います。

最後に、東日本大震災時に妻と息子を亡くされた父親の話です。

本震のとき、ひきこもった息子が驚いて2階から降りてきたそうです。息子に母は「津波が来るから一緒に避難しよう。」と言ったら、かたくなに拒否したそうです。そして、また2階へ戻った。彼は避難しなかったのではなく、避難することができなかったのです。見兼ねていた母は逃げ遅れ2人は亡くなりました。

震災時の話ではありますが、このような不幸なことはできるだけなくさなければなりません。

不登校や引きこもりは、私たちが思っている以上に深刻な問題です。そして、佐々町に住む子どもたちの中に確実にいることを理解してください。どうぞこの活動に取り組んでいる方々の気持ちをくみ取っていただき、さらなる検討を願えればと思います。

繰り返しになりますので無理にとは言いませんけれども、もし何か回答が頂けるようでしたらお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
深刻な問題ということで、災害関連死の一つでこのような実態があるということを変に大変非常に悲しいこととございまして、このような状況というのは、我々についてもどのようなサポートができるのか、やはり難しい問題であるわけとございます。日頃の不登校や引きこもりの方の、それから団体への支援についても、やはり行政として関係機関や、それから地域の連携が必要だと思いますし、それから支援体制の整備についても考えていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、これからは我々としましても十分理解しながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）
御回答ありがとうございます。
これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、3 番、横田博茂議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（14時45分 休憩）

（14時54分 再開）

— 日程第6 一般質問（川副 剛 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、2 番、川副剛議員の発言を許可します。

2 番。

2 番（川副 剛 君）

2 番、川副剛でございます。議長より許可をいただきましたので、質問通告順に従いまして、質問させていただきます。

まず、働きやすい職場環境づくりについて、教師の職場づくりについて質問いたします。まず、主に、小学校について質問いたします。

御存じのとおり、教師の精神疾患で休職される方が多くなっております。小学校教員倍率5年連続最低、精神疾患で2022年度に休職された全国の公立学校教員6,539人、精神疾患で病気休暇1か月以上を取った教員との合計は、過去最多の1万2,192人であります。

まず、その主な原因とされるのが、教師の長時間労働、業務過多であります。文部科学省も、中学校では部活動の地域移行など、教員の負担軽減策を打ち出しておりますが、本町での教員の業務負担軽減の対策を教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

様々な負担軽減事業に取り組んでおるところでございますけれど、一つには、統合型公務支援システムと申しまして、出席簿、学習指導要録等々を結びつけたICTの活用を進めておるのが一つでございます。

それから、学校行事の精選、これは御理解あると思いますが、体育大会、運動会を半日開催にする等の制限、それから、小学校についてでございますけれど、比較的授業実数に余裕がございますので、繁忙期には、授業時間を6時間のところを5時間にするというような工夫をしたりしておるところでございます。

また、今まで長崎県だけの文化かもしれませんが、教頭が学校を開けて学校を閉めるという文化がございました。それを輪番制ではないですが、遅い人が閉めるというような工夫です。

小さなことでございますけれど、工夫ができるところについては工夫をしておるつもりでございますし、私どもといたしましても、学校庶務規則の改訂等によって、今まで提出を求めておった書類等について簡略化したり、廃止をしたりということで対応をしておるところでございます。工夫できるところでの工夫というのは、かなり私どもだけではなくて、県下あちこちでやられておると思いますが、もっと抜本的な改革となると、非常に厳しいところがあるのかなというのも実感として思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（川副 剛 君）

先ほど同僚質問の答弁で、支援員の活用というのをちょっと耳にしたんですけど、支援員の活用、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

すみません、落としておりました。

確かに人的な支援というのが大きなところがございます。現在、学校には特別教育支援員、それから学力向上支援員、学習生活支援員等を配置して対応しているところでございます。

また、用務員といって用務の仕事、公務のいろんな様々な仕事をしておったわけですが、本年度から名称と仕事内容を改めて、公務支援員ということで、教頭先生の仕事を少し取れるところを取っていく、教頭でなければやれない仕事もございますけれど、そうでないことについては、少しずつ取っていくようなことをやっておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（川副 剛 君）

対策を打たれているということで分かりました。

職場づくりの環境の対策ということで、文部科学省では、2022年より小学校の高学年では教科担任制、耳にされていると思いますけれども、というものを推奨しております。教科担任制とは、一部教科について、教科の専門性を持った学級担任以外の教員が授業を担当する制度であります。分かりやすく言うと、中学校のようなやり方なんですけれども、教科担任制のメリット、授業の質向上、専門性の高い教員が様々な教材を活用して指導を行える。中1ギャップの対策、小学校から中学校への円滑な接続、詳しく申しますと、学級担任制で慣れた小学生が、中学1年生になったとき、教科担任制の切替えや学習内容などの高度化で、その大きな変化に対応できず、不登校が発生しているという状況です。問題が起きていると。

3点目、これが一番重きことなんですけれども、教員の働き方改革、1人の教員が多くの指導教科を抱えて疲弊する労働環境を改善するという狙い。実質、導入している小学校では、担当教科が減り、授業準備負担が軽減されたため、以前より早く退勤できているという声も上がっております。

口石小学校でも病欠の先生がおられたということで、校長先生ですか、教頭先生が教えていらっしゃるということで、この教科担任制度が本町の実態に合うんではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

小学校の教科担任制については、以前から定数内で高学年の理科や書写について、専科で指導が行われてまいりましたけれど、平成30年度から文部科学省の定数加配措置、定数以外に付け足すという意味でございます。加配措置として、小学校英語専科加配が行われるようになりました。いち早く手を挙げて、本町においては平成30年度からこの加配措置を受けて、両小学校の主に4、5、6年の英語を教科担任として配置しておるところでございます。持ち時数が減るということと同時に、やはり今までなかった教科の指導ということになりますので、教職員の負担軽減は一定図れたのではないかなというふうに思っております。

しかし、文部科学省も小学校の教科担任制を進めておりますし、本町でも毎年、英語以外にも専科、教科担任の希望を出しておりますが、全県的な教員不足から成り手がおらず、加配がつかないという状況が続いております。教員の負担軽減、働き方改革のみならず、議員御指摘

のように、児童生徒の学力向上のためにも専科加配の要望を、県教育委員会に上げ続けていきたいと思っております。

中には、音楽が得意な先生が音楽をやって、体育が得意な先生が体育をやる、教科分担制というのを工夫して取り入れているところもございますが、結果的には時数が減るということにはなっておりません。負担軽減にはなっておるかもしれません。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

そうですね。教育長がおっしゃるようにデメリットはそういうところなんです。そもそもの教員の人数が必要というところで、交換しているというだけというのもありますので、その辺は実態に即してやっていただきたいと思います。

教師の多忙化解消は、重要な問題で喫緊の課題ということで認識していただきたいと思います。

教員のストレス対策について質問いたします。

本町の教員のストレス対策、どういうものを行っているのか教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

個別の教職員のストレスについては、様々な要因から増加していると考えております。確かに道徳の教科化であったり、タブレットの導入であったり、英語の必須化であったり、新たな負担といたしますか、新たな仕事も出てきたというのも事実でございますし、これは以前からでございますけれど、夕方、夜まで仕事を持ち越さなければならないという仕事の実態があったのもございます。日頃そういう悩みを抱え込むことなく、学年チームとして取り組むこと、また管理職への報告、連絡、相談の徹底を行うということを指導しておるところでございます。

また、メンタルヘルスについては、どうしてもストレスがあればそうなる可能性は誰しにもあるわけで、また周囲も気づきにくいことから、本人から相談も深刻な状況になってからの場合も多くあるのも事実でございます。

本町では、令和元年から、教職員自身のストレスへの気づきとその対処の支援を目的に、全教職員にストレスチェックを実施しておるところでございます。この結果については、本人のみに通知ということになって、教育委員会のほうには集計分析の全体像だけが報告されることになっております。

また、教職員独自の制度だと思いますが、公立学校共済組合では、教職員のための電話相談、それと年3回まで県内30か所程度の心療内科を無料受診できるという制度がございます。校長を通じて、少し自分自身の自覚症状として、少し変かな、何かこう違うよねと思った初期の段階からこの制度を活用するように、校長を通じて進めさせているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

相談回数が3回までと、なんかちょっと少ないような感じもしますが。

教員のストレス対策、ほかの自治体の例を挙げますけども、先ほどは教科担任制というものであったんですけども、今度はチーム担任制というものもありまして、事例を挙げますと、広島県の安芸高田市、いろいろネットで有名になっているところですけども、2つのクラスを2人で、2人の教員で担任するやり方です。1人は、例えば、勤続25年のベテランの方と、もう1人は新任の先生を組ませたりして、トラブルを1人で抱え込まないように、2人が共有してストレスがないような職場づくりをしていると。また、その2つの視点で多角的に子どもを見ることができると、メリットが多いと。

また、チーム担任制、京都市の小学校では、2022年からチーム担任制を始めておりまして、こちらは2学年2クラスを4人で担当しております。メリットは、固定担任制に比べて児童にとっては理解者が増えること。教員も互いに補うことができ、懸案やトラブルも1人で抱え込まなくて済む。アンケートでは好意的な意見ばかりで、児童からは「自分のことを知ってくれる先生が増えて学校が楽しい。」、保護者からは「保護者としても話をできる先生がたくさんいるのはありがたい。」、もちろん教師からも好評で、教師からすると「チーム制は相談しやすく学びも多い、支え合うことで教員の心理的負担が軽減される、休暇も取得しやすくなった、引き続き継続していく。」と、そこの校長はおっしゃっております。

あと、教員のストレス対策、また自治体の例を挙げますけれども、奈良県天理市、保護者からの理不尽な要求や苦情に悩まされていた。市立の教育機関に対する意見などを一手に引き受ける窓口「子ども応援・相談センター」を設置しました。教員や保育士らを保護者対応から完全に切り離し、子どもへの指導へ専任できる環境を整えております。

窓口設置の背景として、モンスターペアレンツと言うべき過激な保護者への対応で、多くの教員らが疲れ切ってしまい、市内の教員が3か月の期間に5人が退職し、7人が休職に追い込まれ、教育現場が崩壊しつつあった。窓口設置の意義について、市長は「教員らは子どもを育てるプロだが大人対応のプロではない。機関も中立的な立場であり、保護者の満足度も逆に上がるのではないかと」発言しております。

学校内のことは、学校内で決めることはもちろん大前提ではありますが、自治体、教育委員会がバックアップする、これが今後重要になってくると思います。

次の質問に移ります。

役場職員の職場づくりについて。業務効率化（アウトソーシング）について質問いたします。

総務省の統計で、自治体職員の退職者が年々増え続けている深刻な実態が明らかになっております。自治体退職者は、この10年で2倍になっております。退職されたり、精神疾患にかかられ休職される場合がありますが、主な理由は2つありまして、これはあとで質問させていただきますが、不当要求、もう一点が非効率業務、つまり業務過多であります。

前回の一般質問も業務効率化ということで、一般質問させていただきましたが、A I ・ R P Aは職員が使いこなすツールなんですけども、アウトソーシングは民間の会社に任せるというものであります。

身近な例で申し上げますと、指定管理者や土木工事などがあります。ほかに、ふるさと納税などもあります。耳慣れない例を挙げますと、橋梁の点検作業を大幅に省略化する会社もあります。審査資料のデジタル化により、介護認定審査会を効率的に行っている、そういう会社もあります。

ここで、ちょっと詳しく説明したい会社は、公共用地取得に向けた調査支援、交渉支援、所有者不明土地問題を解決する会社。公共事業などで自治体が土地を買収したくても、所有者を特定できない場合がある。膨大な量の戸籍を丹念に調べ上げ、法定相続人を調査特定する。この会社に出外委託したのが千葉県の白井市。未相続のまま放置された土地が原因で、

道路の整備事業が暗礁に乗り上げていたと。工業団地につながるアクセス道路を整備したかったのですが、道路予定地内に未相続の土地があり、所有者不明で手詰まりだったと。そこで、業務委託して法定相続人を調査特定し、用地が確定できた。この問題を解決したおかげで、工業道路がアクセスも良くなり、物流の活性化が期待できる。さらに通行するトラックが減り、通学児童の安全も向上するということになります。この相続人の特定はかなり前まで遡らないと分からない。大正時代ぐらいまで遡らないと分からないということで、所管職員で一応チャレンジしたらしいんですけども、読み解けないレベルであって、こういう場合、餅は餅屋ではないですけども、専門の業者に任せたほうがいいというふうに考えますけども、どうでしょうか。本町の業務委託の考え方、お尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

職員の負担がかからないようにということで、業務委託（アウトソーシング）でございますけど、以前と比較して、やはり職員の業務負担というのは増加しているということは、私どもも承知している次第でございます。

一部外部委託を今検討している業務もあるわけでございますけど、まだ検討を始めたばかりでございますして、今後費用負担も伴いますので、勘案しながら、ほかに外部委託ができる業務がないか検討し、やはり業務の効率化というのは図っていかねばならないと。先ほどいろいろなお話がありました。

登記も昔から道路はつくって、登記していないのがたくさんうちもあります。今、総務課のほうで徐々にずっとやってきているところがございますして、はかどらないところもあるわけでございますけど、いろいろな業務の効率化ができれば、そういうことでやるような方向性を考えていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

そうですね、町長が言われたように、委託料が高いというのもありまして、その辺の兼ね合いもありますけども、アウトソーシング、自治体が使えるアウトソーシングというものは出始めたものが多いもんですから、その辺が様子見が必要かなと思いますけども、そういう情報だけはなるべく持っていただきたいなと思います。

役場職員の職場づくりのストレスについての質問ですが、昨今、新聞やテレビで御存じのとおり、カスタマーハラスメントや不当要求が社会問題になっております。民間企業だけでなく、全国の自治体でも問題になっておりまして、対応を迫られております。

不当要求行為とは、不当に職員の遂行に支障を生じさせる行為、執拗に主張を繰り返し理不尽な要求を通そうとして延々と電話をかけ続けたり、窓口に居座り続けたりというものでもあります。

本町はどういうふうを考えておられますでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

不当要求、今、カスタマーハラスメントということで、精神的な負担を感じて休職する職員が全国的に増えているということで、それをお聞きしているところでございます。

本町では、その対応の一環としまして、ことし令和6年度当初予算に、危機管理業務の委託ということで予算を計上して、認定いただいていますけど、7月1日から警察のOBさんを配置する予定をしているところで、なかなか人選がうまくいかないところもあるわけですが、町としては一応そういうことでやっていきたいと思っていますし、不当要求とかカスタマーハラスメントが発生した場合は、その警察OBにも同席していただいて、必要があれば警察まで取り継いでいただくというような予定としておるところでございます。

先ほど質問がありました業務の効率化ということも負担軽減もそうですが、業務以外でも職員に負担がかからないような、どうするのかというのはやはり検討していかなければならないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（川副 剛 君）

町の業務において、町民が町の方針に納得されず、御意見、御要求を述べられる場合、職員が親切丁寧に対応するのは至極当然でございます。住民の小さい声に耳を傾けることは行政としての責務であります。しかし、町として十分に対応しているにもかかわらず、自分の意見が通るまで理不尽な要求を度をを超えて要求される方が、他自治体でも見受けられております。何度も長時間にわたって、一人の住民に電話や面談対応など時間を割かれるということは、対応職員の精神疲労は著しく業務に支障を生じ、ひいては、住民全体のサービスに影響すると思います。

ほかの自治体でもいろいろ対策を練っておりまして、結局、職員が個人で問題を抱え込まないように、所管課長、町長、副町長を中心として、組織づくりとして、毅然とした対応をすることが必要であると考えます。

やはり公務員は一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者であります。一人にかかりきりになりますと、他の住民が住民サービスを受ける機会を損失する場合があります。私自身も、議会を含めて再認識しなければならないと思っております。

次の質問にまいります。

見守りネットワークについて質問いたします。

現在、日本の高齢者の認知症者は約600万人と推定され、2025年には、来年ですね、高齢者の5人に1人に相当する約700万人に上るとされています。さらに、まだ、生活に支障がさほどない軽度認知障害の高齢者が現在400万人いるとされております。

そのような中で、全国各地でいわゆる高齢者の行方不明問題、孤立死が発生するなど、地域社会での人間関係の希薄化が改めて浮き彫りとなり、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯といった支援を必要とする方々の孤立化が憂慮されている状況となっております。

そこで、日常生活において、地域の身近な人々からの声かけや訪問など、見守り、気づきを通じて、できるだけ早期に発見し、必要な支援につないでいくことが重要と考えます。他自治体でも見守りネットワークを行っております。説明しますと、事業者、金融機関などと提携して、自宅を訪問した際に、郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。金融機関に来店されたときに、服装が不自然だったり、異変が感じられるときに、自治体に連絡が入るというものですが、本町の取組を教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の見守りネットワークについてでございますけど、平成27年に配達業と金融業などの20の民間事業所と高齢者等の見守りネットワークの協定を締結しておりまして、各事業所の配達や窓口の際に気になるケースがあった場合、地域包括支援センターに連絡をしていただくように、対応していただいているところでございます。

また、認知症の高齢者等の見守り支援登録制度において、現在13名の方が登録をされておりました、徘徊等の有事の際には協力体制をとってもらっているところでございます、事業所から連絡のあるケースというのは、年に二、三件あるということでお聞きしておりまして、先ほどお話がありましたように、新聞配達より数日間の新聞がたまっているとか、それから、銀行からカード紛失の再発行が続いているとか、そういう事例があるということはお聞きしているところでございます。

どちらにしましても、町としましても、安心して暮らせるまちづくりというのをやっていかなければならないと思っていますので、そういう方面にも十分力を入れてやってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

本町でも取り組んでおられるということで分かりました。

見守りネットワークで名前を変えて、おせっかいネットワークというのをやっているところも、自治体もあって、そこは高齢者が詐欺に遭うということで、訪問販売なんかは、町が条例で、町に登録している業者じゃないと訪問販売させないというところもありまして、そういうのも考慮していただいて、地域で守れるシステムをお願いしたいと思います。

高齢者の方も様々なケースの方が今おられまして、一人暮らしでほとんど外出することもなく近所とも疎遠な方、高齢者夫婦世帯で老老介護しているとか、いろんなケースが想定されております。今後も引き続き、地域を挙げて支援をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。eスポーツについて。

eスポーツとは、エレクトロニクススポーツの略で、ビデオゲームやオンラインゲームを活用した対戦競技であります。皆さん耳にしたことがあるかもしれませんが「ぶよぶよ」とか「太鼓の達人」とかこういうのがあるんですけども、このeスポーツを楽しみながら実践することで、脳の血液が促進され、脳の活性化につながり、認知機能の維持、理解、判断、記憶、そういうものの維持や改善に効果があると研究で出されております。

高齢者にとって、コンピューターゲームが、脳の活性化や認知機能低下の予防になると数多くの研究結果が発表され、介護施設や自治体でも活用され始めています。視覚や聴覚から得られる情報をもとに自分で考え、コントローラーを操る必要のあるコンピューターゲームは、脳への刺激が強く認知症予防、介護予防につながると言われています。また、指だけではなく、腕や足の動きに連動した操作が必要なゲームもあり、健康維持の助けにもなります。eスポーツを導入するのは、必要な経費はテレビ画面とゲーム機だけ、あと小さいスペースがあればできるんですけども、どうでしょうか、導入については。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私も「桃鉄」をやっていますけど、いいのか悪いのかちょっと分からないんですけど、よく遊んでいるところでございます。

現在、認知症予防の取組としまして、中央型の元気カフェ・ぷらっとというのがあって、それから地域では、いきいき百歳体操とか、地域サロンで展開されているわけでございます。今年度において、新規事業としまして、脳の健康教室というのをスタートしながら、楽しみながら脳の活性化をするという目的に今進めているところでございまして、先ほどお話がありましたように、eスポーツはまだ取り入れておりませんが、認知症の予防につながると言われておりますので、県内に取組まれている自治体の内容を参考にしながら、今後導入について、皆さんと話し合いながら検討させていただきたいと思っておりますので、我々としましても、そういう役立てば、利用するように検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

桃鉄、面白いですね。私も2日間ぐらい寝ずにやったことがありますけども。桃鉄がいいところは、やはり桃鉄に限らず、仲間と一緒にやるところがいいんです。一人でやるゲームではないですので、そこで脳が活性されていると思っております。

埼玉県と熊本県の高齢者同士が、eスポーツでオンライン交流会をされております。参加された方からは好評だったと。また、eスポーツがお孫さんの話の会話のきっかけになったと、このような楽しい一緒に楽しむ仲間、家族がモチベーションになるのではないかと思います。

今も認知症は完全な予防や根治する薬はありませんが、予防に取り組めば症状が改善する場合もあります。慣れないことへの挑戦が認知症予防にもつながると考えます。介護保険料も全国的に高くなっております。本町でも様々な取組を行っておられますが、更に知恵を絞り、行政が支えていくことが必要だと考えます。

次の質問にまいります。

子どもたちの熱中症対策について。児童の下校時について質問いたします。

言わずもがな、毎年毎年、年を追うごとに記録的な猛暑であります。ことしの夏も猛暑が予想されております。下校時の児童の熱中症対策、どのように考えていますでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

下校時の熱中症対策については、この前の校長会で、水分を小まめにとるように指導すること、下校時に水筒に水を補給するように、指導するという話をいたしました。また、衣類の工夫、また、日差しを避ける、帽子をかぶる、なるべく日陰を歩くとか、また、冷却物を身につける等の対策をするように指導したところです。

特に冷却物については、いろんなものが出ておりますので、検討を進めるようにしているところです。

また、本年度中学校に製氷機を入れますので、中学校の製氷機の活用状況等、下校時にも活用できると思いますので、その辺りの検証もしていきたいなと思っております。

また、下校時のWBGTの指数によっては、注意を呼びかけたり等の対応を行ってほしいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

ほかの自治体では、前回一般質問したこともあるんですけども、背中とランドセルのあいだに挟むランドセル冷却式パット、これ、全小学校に配っている自治体もありました。あとは、日傘なんかも配付しているところもあるんです。こういうのもいろいろほかの自治体が先進的にやっているところもありますので、早急の対策をお願いしたいと思います。

部活動時について質問いたします。

まず、中学校の体育館は今もクーラーはないですね。これはもう早くしていただきたいという、もうそれだけです。

あと、屋外の部活動なんですけども、熱中症対策として学校に製氷機を入れて導入してはどうかと一般質問したんですけども、教育長のお計らいで導入していただきましたが、まだまだ対策の余地があると考えまして、質問した次第であります。

ほかの自治体を調べてみますと、なかなかいいなと思ったのがありまして、ミストシャワーです。ミストシャワーの設置が学校でも進んでおりまして、公共施設や民間の商業施設なんかに設置されているんですけども、大変涼しくて好評と。ミストシャワーが水道水を細かな霧状にして散布して周辺の温度を下げる。もちろん体感温度も下がるんですけども、水道の蛇口と直結して使用するために、噴射には電気代がいらない。水道代も設置費もかなり安価で、体育館横とか、あとサッカーゴールに取り付けもできたりするんです。

どうでしょうか、この屋外の部活動時の熱中症対策、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

部活動における熱中症対策についてでございますけれど、これはもう一昨年度ぐらいからやっていることでございますけれど、WBGTに示された運動等の制限を遵守するということが一番ではないかなというふうに思っております。細かくWBGTにはその趣旨が出ております。また小まめな水分補給と適時の休息をとる。テントの活用による日陰の確保も行っているところでございます。

また、議員御指摘になりましたミストシャワーについては、昨年度から大規模ではありませんけれども、活用を始めているところでございます。本年度設置予定の製氷機も含めて、また活用状況、効果等については検証していきたいなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

早急に対応していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、2番、川副剛議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

どうもお疲れ様でした。

（15時31分 散会）